

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p data-bbox="304 245 1055 320"><b>第1 <u>確保すべき農用地等の面積の目標</u>その他の農用地等の確保に関する事項</b></p> <p data-bbox="259 371 1099 523">本県は、豊かな自然環境と恵まれた立地条件や多くの先人達の努力により、おいしい新潟米や野菜、果樹、畜産物などに代表される多種多様な食材を供給するなど、米を基幹とした農業生産を通じ、我が国有数の食料供給基地としての役割を果たしている。</p> <p data-bbox="259 533 1099 646"><u>しかし、近年、担い手不足や国内外の産地間競争の激化、安全・安心な食料への消費者ニーズやSDGsに関する国内外の関心の高まりなど農業や農業の基盤である環境を取りまく情勢は大きく変化している。</u></p> <p data-bbox="259 655 1099 850"><u>こうした中、本県が、我が国の食料供給基地としての役割を引き続き果たしていくためには、農業が将来に希望の持てる所得を得られる魅力ある産業となり、担い手や若者をはじめとする新規参加者が安心して携われるようにしていくことが重要であることから、「産業として成り立つ農業の展開」に向けた取組を進める必要がある。</u></p> <p data-bbox="259 860 1099 1013"><u>さらに、本県農業の収益向上を図るためには、県内外の消費者や実需者のニーズに応じて、満足していただける高品質な農産物を安定的に提供していくことが重要であり、「県産農産物の販売力強化と利用促進」を図る取組を進める必要がある。</u></p> <p data-bbox="259 1023 1099 1176">一方、生産条件が厳しく、過疎化・高齢化が進む中山間地域では、生業としての農業の継続や地域コミュニティの維持の観点も重要なことから、地域が主体となって地域の営農や集落機能が維持される体制づくりを進める必要がある。</p> <p data-bbox="259 1185 1099 1339">また、食料の安定供給や農業の持続的な発展には、集団的に存在する農地等の優良農地の確保を図るとともに、農地の<u>利用集積</u>の推進等により、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地の効率的かつ総合的な利用の促進を図ることも重要である。</p> <p data-bbox="286 1348 1095 1380">この基本方針は、このような状況を踏まえ、おおむね10年を見通して、</p>	<p data-bbox="1261 245 1827 320"><b>第1 <u>都道府県面積目標</u>その他の農用地等の確保に関する事項</b></p> <p data-bbox="1126 371 1966 523">本県は、豊かな自然環境と恵まれた立地条件や多くの先人達の努力により、おいしい新潟米や野菜、果樹、畜産物などに代表される多種多様な食材を供給するなど、米を基幹とした農業生産を通じ、我が国有数の食料供給基地としての役割を果たしている。</p> <p data-bbox="1126 533 1966 810"><u>その一方で農業を巡っては、国際的には途上国を中心として世界人口が急増し、食料需要が増加する中、気候変動による異常気象の頻発化や、地政学的リスクの高まり等から食料生産・供給が不安定化し、また国内では農業者の急減等によって食料供給を支える力への懸念が増しており、四半世紀ぶりに改正された食料・農業・農村基本法では、食料安全保障の確保が基本理念に位置付けられ、国内の農業生産の増大を図っていくことが求められている。</u></p> <p data-bbox="1126 820 1966 1098"><u>こうした中、本県が我が国の食料供給基地として今後も食料安全保障の確保に貢献していくためには、「地域計画」に位置付けられた担い手の経営基盤の強化を図り、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体が農業生産の大宗を占める力強い農業構造の確立を目指すとともに、海外依存度の高い品目の生産拡大や輸出の取組強化や多様な担い手の確保を進め、将来に向けて本県農林水産業を発展させていく必要がある。</u></p> <p data-bbox="1126 1107 1966 1260">また、生産条件が厳しく、過疎化・高齢化が進む中山間地域では、生業としての農業の継続や地域コミュニティの維持の観点も重要なことから、地域が主体となって地域の営農や集落機能が維持される体制づくりを進める必要がある。</p> <p data-bbox="1126 1270 1966 1380"><u>さらに、食料の安定供給や農業の持続的な発展には、集団的に存在する農地等の優良農地の確保を図るとともに、農地の<u>集積・集約化</u>の推進等により、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地の効率的かつ総合的</u></p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行		変更（案）																																																																																													
<p>本県における農用地等の確保に関する基本的な考え方を示すものである。</p> <p>1 <b>確保すべき農用地等の面積の目標</b> その他の農用地等の確保に関する基本的な考え方</p> <p>(1) 農地面積の現況及び増減の傾向                      本県の農用地区域内農地面積は、<u>平成 21 年度には 17 万 1 千ヘクタールあったが、平成 26 年度には 16 万 8 千ヘクタールに、令和元年度には 16 万 7 千ヘクタール</u>となっており、減少傾向が続いている。</p> <p>●農用地区域面積の推移 <span style="float:right">単位:ha</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年度</th> <th rowspan="3">総面積</th> <th colspan="6">農用地</th> <th rowspan="3">その他</th> </tr> <tr> <th colspan="4">農地</th> <th rowspan="2">採 草 放牧地</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>田</th> <th>畑</th> <th>樹園地</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>185,427</td> <td>152,556</td> <td>15,767</td> <td>3,011</td> <td>171,334</td> <td>1,954</td> <td>173,288</td> <td>12,139</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>184,452</td> <td>149,622</td> <td>15,366</td> <td>2,662</td> <td>167,650</td> <td>1,696</td> <td>169,346</td> <td>15,106</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>184,593</td> <td>149,552</td> <td>15,016</td> <td>2,663</td> <td>167,232</td> <td>1,696</td> <td>168,928</td> <td>15,665</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料:「農業振興地域整備計画総覧」(北陸農政局)</p> <p>(2) 優良農地の確保・保全の基本的な方針                      食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号) <b>第 4 条及び第 23 条</b>において、必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされたこと及び本県が将来にわたり消費者が求める高品質で安全・安心</p>		年度	総面積	農用地						その他	農地				採 草 放牧地	計	田	畑	樹園地	計	H21	185,427	152,556	15,767	3,011	171,334	1,954	173,288	12,139	H26	184,452	149,622	15,366	2,662	167,650	1,696	169,346	15,106	R1	184,593	149,552	15,016	2,663	167,232	1,696	168,928	15,665	<p>な利用の促進を図ることも重要である。</p> <p>この基本方針は、このような状況を踏まえ、おおむね 10 年を見通して、本県における農用地等の確保に関する基本的な考え方を示すものである。</p> <p>1 <b>都道府県面積目標</b> その他の農用地等の確保に関する基本的な考え方</p> <p>(1) 農地面積の現況及び増減の傾向                      本県の農用地区域内農地面積は、<u>平成 26 年度には約 167.6 千ヘクタールあったが、令和元年度には約 167.2 千ヘクタールに、令和 5 年度には約 165.9 千ヘクタール</u>となっており、<u>農業者の高齢化や担い手不足等を背景に減少傾向が続いている</u>。</p> <p>●農用地区域面積の推移 <span style="float:right">単位:ha</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年度</th> <th rowspan="3">総面積</th> <th colspan="6">農用地</th> <th rowspan="3">その他</th> </tr> <tr> <th colspan="4">農地</th> <th rowspan="2">採 草 放牧地</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>田</th> <th>畑</th> <th>樹園地</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>184,452</td> <td>149,622</td> <td>15,366</td> <td>2,662</td> <td>167,650</td> <td>1,696</td> <td>169,346</td> <td>15,106</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>184,593</td> <td>149,552</td> <td>15,016</td> <td>2,663</td> <td>167,232</td> <td>1,696</td> <td>168,928</td> <td>15,665</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>186,955</td> <td>148,389</td> <td>15,449</td> <td>2,099</td> <td>165,938</td> <td>1,694</td> <td>167,632</td> <td>19,324</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料:「農業振興地域整備計画総覧」(北陸農政局)</p> <p>(2) 優良農地の確保・保全の基本的な方針                      食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号) <b>第 5 条第 1 項及び第 28 条</b>において、必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされていること及び本県が将来にわたり消費者が求める高品質</p>		年度	総面積	農用地						その他	農地				採 草 放牧地	計	田	畑	樹園地	計	H26	184,452	149,622	15,366	2,662	167,650	1,696	169,346	15,106	R1	184,593	149,552	15,016	2,663	167,232	1,696	168,928	15,665	R5	186,955	148,389	15,449	2,099	165,938	1,694	167,632	19,324
年度	総面積			農用地							その他																																																																																				
				農地				採 草 放牧地	計																																																																																						
		田	畑	樹園地	計																																																																																										
H21	185,427	152,556	15,767	3,011	171,334	1,954	173,288	12,139																																																																																							
H26	184,452	149,622	15,366	2,662	167,650	1,696	169,346	15,106																																																																																							
R1	184,593	149,552	15,016	2,663	167,232	1,696	168,928	15,665																																																																																							
年度	総面積	農用地						その他																																																																																							
		農地				採 草 放牧地	計																																																																																								
		田	畑	樹園地	計																																																																																										
H26	184,452	149,622	15,366	2,662	167,650	1,696	169,346	15,106																																																																																							
R1	184,593	149,552	15,016	2,663	167,232	1,696	168,928	15,665																																																																																							
R5	186,955	148,389	15,449	2,099	165,938	1,694	167,632	19,324																																																																																							

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>な付加価値の高い農産物を供給する「食料供給基地」としての<u>地位の確立を目指し</u>、消費者ニーズに即した農業生産の拡大や安定的な食料の供給を確保するため、集団的な農地や農業生産基盤整備事業が実施された農地などの優良農地の確保を図ることを基本とする。</p> <p>特に、農用地区域内農地については、今後とも、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用等を通じて、その確保と維持・保全及び有効利用に努めることとする。</p> <p>(3) 令和 <u>12</u> 年における <u>確保すべき農用地等の面積の目標</u> 農用地区域への編入要件を満たす農地の積極的な編入や、除外の抑制等の取組を通じ、農業振興地域制度の適切な運用と各種諸施策による優良農用地等の確保の取組を推進する。 これらの取組により、令和 <u>12</u> 年において農用地区域内に確保すべき農用地等※の面積については、優良農地の確保・有効利用に向け、<u>約 16 万 6 千（予定）ヘクタール（令和元年度約 16 万 7 千ヘクタール）</u> を目標として設定する。 ※ 荒廃農地（現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地）は除く。</p> <p><b>2 農用地等の確保のための施策の推進</b></p> <p>(1) 農地の保全・有効利用 土地利用区分の明確化により優良農地を確保する一方、<u>農地中間管理事業により、認定農業者等の担い手に対する農地利用の集積・集約化を促進</u>するとともに、農業生産基盤の整備等の施策を通じ、荒廃農地の発生防止・解消に努め、農地の保全及び有効利用を促進する。 特に、中山間地域等においては、農用地の荒廃が懸念されることか</p>	<p>で安全・安心な付加価値の高い農産物を供給する「食料供給基地」としての<u>役割を担い</u>、消費者ニーズに即した農業生産の拡大や安定的な食料の供給を確保するため、集団的な農地や農業生産基盤整備事業が実施された農地などの優良農地の確保を図ることを基本とする。</p> <p>特に、農用地区域内農地については、今後とも、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用等を通じて、その確保と維持・保全及び有効利用に努めることとする。</p> <p>(3) 令和 <u>17</u> 年における <u>都道府県面積目標</u> <u>安定的な食料供給の確保等に向け</u>、農用地区域への編入要件を満たす農地の積極的な編入や、除外の抑制等の取組を通じ、農業振興地域制度の適切な運用と各種諸施策による優良農用地等の確保の取組を推進する。 これらの取組により、令和 <u>17</u> 年において農用地区域内に確保すべき農用地等※の面積については、優良農地の確保・有効利用に向け、<u>約 162.1 千ヘクタール（令和5年度約 165.7 千ヘクタール）</u> を目標として設定する。 ※ 荒廃農地（現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地）は除く。</p> <p><b>2 農用地等の確保のための施策の推進</b></p> <p>(1) 農地の保全・有効利用 土地利用区分の明確化により優良農地を確保する一方、<u>農地中間管理機構の活動強化により地域計画に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化を推進</u>するとともに、農業生産基盤の整備等の施策を通じ、荒廃農地の発生防止・解消に努め、農地の保全及び有効利用を促進する。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>ら、地域の条件に応じた生産基盤の整備を図るとともに、農業生産条件等の不利を補正する中山間地域等直接支払制度の活用や<u>人・農地プランの実質化</u>を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進により持続的な営農体制を構築し、荒廃農地の発生を防止するとともに、中山間地域等において農業生産活動を行うことにより生ずる多面的機能の増進を図る。</p> <p>また、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に定められた「遊休農地に関する措置」及び荒廃農地の再生利用に関する施策の実施により、荒廃農地の発生防止・解消を推進するとともに、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する農地の積極的な編入を通じ農用地等を確保するものとする。</p> <p>(2) 農業生産基盤の整備  <u>農地中間管理機構等</u>との連携を図りつつ、ほ場の大区画化、水田の汎用化、用排水施設の適切な補修・更新や農地の排水対策などの農業生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保に努める。</p> <p>農業生産基盤の整備に当たっては、生態系や景観に配慮するとともに、地域の立地条件に応じた整備の手法や新しい技術・工法の導入等により、整備に係るコスト低減を図る。</p> <p>その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。</p> <p>(3) 非農業的土地需要への対応            非農業的土地需要に対応するため、農用地区域からの除外を行う場</p>	<p>特に、中山間地域等においては、農用地の荒廃が懸念されることから、地域の条件に応じた生産基盤の整備を図るとともに、農業生産条件等の不利を補正する中山間地域等直接支払制度の活用や<u>地域計画の実践</u>を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進により持続的な営農体制を構築し、荒廃農地の発生を防止するとともに、中山間地域等において農業生産活動を行うことにより生ずる多面的機能の増進を図る。</p> <p>また、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に定められた「遊休農地に関する措置」及び荒廃農地の再生利用に関する施策の実施により、荒廃農地の発生防止・解消を推進するとともに、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する農地の積極的な編入を通じ農用地等を確保するものとする。</p> <p>(2) 農業生産基盤の整備<u>及び保全</u>  <u>地域計画との連携を図りつつ、スマート農業導入に資する基盤整備を推進するとともに「水土里ビジョン」の策定による安定した土地改良施設の保全体制の構築を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保に努める。</u></p> <p>農業生産基盤の整備に当たっては、生態系や景観に配慮するとともに、地域の立地条件に応じた整備の手法や新しい技術・工法の導入等により、整備に係るコスト低減を図る。</p> <p>その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。</p> <p>(3) 非農業的土地需要への対応            非農業的土地需要に対応するため、農用地区域からの除外を行う場</p>

## 農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>合には、法令の規定に基づき、農用地区域以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないこととし、市町村の振興に関する計画や都市計画等の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用確保に努め、スプロール化等の非効率的な土地利用の発生を防止するものとする。</p> <p>この場合、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は、原則として、概ね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。</p> <p>なお、国又は地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供する場合は、その責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する変更要件を満たすよう努めるものとする。</p> <p>(4) 農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策の農用地区域内における実施</p> <p>農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。</p> <p>(5) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握</p> <p>法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図等を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。</p> <p>(6) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続</p> <p>農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては、農業振興地域整</p>	<p>合には、法令の規定に基づき、農用地区域以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないこととし、市町村の振興に関する計画や都市計画等の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用確保に努め、スプロール化等の非効率的な土地利用の発生を防止するものとする。</p> <p>この場合、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は、原則として、概ね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。</p> <p>なお、国又は地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供する場合は、その責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する変更要件を満たすよう努めるものとする。</p> <p>(4) 農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策の農用地区域内における実施</p> <p>農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。</p> <p>(5) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握</p> <p>法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図等を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。</p> <p>(6) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続</p> <p>農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては、農業振興地域整</p>

## 農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、住民からの意見書の提出の機会を付することにより手続きの公正性・透明性の向上を図り、地域合意の下で、農用地確保のための取組や各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。</p> <p>(7) 交換分合制度の活用 農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整を行い、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的とした交換分合制度を積極的に活用するものとする。</p> <p>(8) 推進体制の確立等 市町村農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、各種計画との調和等、制度の円滑な運用を図ることとし、市町村内部の連絡調整体制を整備するとともに、関係農業団体、商工会議所、商工会その他関係団体及び集落代表者などから必要に応じて幅広く意見を求めるものとする。</p> <p><b>3 農業上の土地利用の基本的方向</b> 本県は、日本海側のほぼ中央部に位置し、首都圏に近い距離にあり、日本海沿岸と首都圏とを結ぶ中間点として交通の要衝であるとともに、広大な土地資源と豊かな自然環境を有している。 <u>農業においては、広大な農用地や豊富な水などの農業資源を利活用するとともに農産物需要の動向を勘案しながら米を基幹とした複合経営を通じ「食料供給基地」としての役割が期待される。</u> <u>工業においては、これまでの地場産業や基礎資源型工業を中心とした集積に加えて新潟東港工業地帯をはじめ県営工業団地、市町村工業団地等の整備が進むとともに、対岸貿易基地やエネルギー供給基地として発</u></p>	<p>備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、住民からの意見書の提出の機会を付することにより手続きの公正性・透明性の向上を図り、地域合意の下で、農用地確保のための取組や各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。</p> <p>(7) 交換分合制度の活用 農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整を行い、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的とした交換分合制度を積極的に活用するものとする。</p> <p>(8) 推進体制の確立等 市町村農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、各種計画との調和等、制度の円滑な運用を図ることとし、市町村内部の連絡調整体制を整備するとともに、関係農業団体、商工会議所、商工会その他関係団体及び集落代表者などから必要に応じて幅広く意見を求めるものとする。</p> <p><b>3 農業上の土地利用の基本的方向</b> 本県は、日本海側のほぼ中央部に位置し、首都圏に近い距離にあり、日本海沿岸と首都圏とを結ぶ中間点として交通の要衝であるとともに、広大な土地資源と豊かな自然環境を有している。 <u>本県の重要な基幹産業である農業では、恵まれた自然環境と高い技術に裏付けされた豊かで高品質な農産物を生産しており、米をはじめ日本の「食料供給基地」としての役割を担っていることから、優良な農用地を積極的に確保していく必要がある。</u> <u>一方で、地域の活性化には商工業をはじめとした非農業的な土地需要への対応も求められることから、各産業が安定的かつ健全に発展すると</u></p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p><u>展している。</u></p> <p><u>また、観光面では、雄大な自然的景観を誇る県境山岳地帯や変化に富んだ美しい海岸線、温泉、スキー場など多種多様の観光資源を備えており、国民的休養の場としての役割が期待される。</u></p> <p><u>一方、北陸、関越、上信越、磐越及び日本海東北の各自動車道並びに上越・北陸新幹線などの交通インフラの整備とあいまって、農業・工業・観光の三つの産業が本県産業の発展をリードするものとみられる。</u></p> <p><u>このような基調のもとで各産業が安定的かつ健全な発展を遂げるには、県土の総合的、計画的な利用の観点から地域の特性を生かした秩序ある利用・開発を進める必要がある。</u></p> <p><u>特に農業生産の基盤となる農用地は非農業的需要の増大等に伴い、さらに減少することが予想されるが、「食料供給基地」としての役割を引き続き果たしていくため、調和のとれた土地利用を図るとともに、優良な農用地については積極的に確保していく必要がある。</u></p> <p><u>以上の観点から本県における農業上の土地利用の方向について、農業地帯別に整理すると次のとおりである。</u></p> <p>(1) 下越農業地帯</p> <p>県北部に位置し、信濃川や阿賀野川などによって形成された新潟平野の大半と海岸砂丘を含み、背後には飯豊連峰などが連なっている。</p> <p>本地帯は、11 市町村で構成され、その中心都市である新潟市は政治経済の中心であり、北陸、磐越及び日本海東北の各自動車道の整備や上越新幹線などの高速交通体系の整備や新潟東港工業地帯を中心とした工業集積により拠点都市としての開発が進められている。新潟市、新発田市の一部及び聖籠町を範囲とした新潟都市計画区域では市街化区域と市街化調整区域の区分がされ、村上市をはじめ <u>7</u> 市町村で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の <u>都市計画区域内の用途地域</u>（以下「用途地域」という。）が指定されている。</p>	<p><u>ともに、「食料供給基地」としての役割を引き続き果たしていくため、農用地の確保や周辺の土地の農業上の利用に配慮しつつ、農業と商工業等が調和した土地利用を図り、地域の特性を生かした秩序ある利用・開発を進める必要がある。</u></p> <p><u>また、基幹的農業従事者の減少や高齢化が進行する中、本県農業が発展し続けていくためには、農産物の高付加価値化を進めるとともに、農業経営の効率化を図り持続可能な農業経営を推進することが必要である。そのため、スマート農業技術の導入や農地の大区画化などの農業生産基盤整備と併せて地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約を進め、農地の利用高度化を図るとともに、荒廃農地の発生防止につなげることが重要である。</u></p> <p><u>以上の観点から本県における農業上の土地利用の方向について、農業地帯別に整理すると次のとおりである。</u></p> <p>(1) 下越農業地帯</p> <p>県北部に位置し、信濃川や阿賀野川などによって形成された新潟平野の大半と海岸砂丘を含み、背後には飯豊連峰などが連なっている。</p> <p>本地帯は、11 市町村で構成され、その中心都市である新潟市は政治経済の中心であり、北陸、磐越及び日本海東北の各自動車道の整備や上越新幹線などの高速交通体系の整備や新潟東港工業地帯を中心とした工業集積により拠点都市としての開発が進められている。新潟市、新発田市の一部及び聖籠町を範囲とした新潟都市計画区域では市街化区域と市街化調整区域の区分がされ、村上市をはじめ <u>10</u> 市町村で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の <u>用途地域</u>（以下「用途地域」という。）が指定されている。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>本地帯は、県土の 37 パーセントを占め、県全体の農用地に占める割合は 43 パーセントである。</p> <p>気候は、夏季は高温多湿であり、冬季は曇天が多く季節風が強い。また、一部山間地を除き積雪は少ない。平坦地域は低湿であるため、水田として早くから利用され、その<u>土質</u>は肥沃で生産力が高い。信濃川や阿賀野川沿いでは、果樹作・畑作として利用され、新潟市周辺と海岸線の砂丘は畑地が<u>集団化</u>している。また、低湿な田では古くから区画整理、用排水改良事業等が行われ、信濃川流域は汎用水田の整備推進や、水利条件の改善により、県内でも生産力が高い地帯である。</p> <p>農業生産は、恵まれた自然的条件及び社会・経済的条件を反映して、米、施設園芸、花き、果樹、畜産等の多彩な生産が展開されている。</p> <p>将来は、他産業の進展による農地のかい廃と農業就業者の減少が見込まれるため、立地条件を生かした農業生産の拡大・合理化を積極的に推進し、農業生産基盤や水利条件の改善に努め、土地の高度利用を促進する必要がある。</p> <p>このため、本地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。</p> <p>ア 信濃川、阿賀野川、加治川、胎内川、荒川及び三面川流域の扇状地又は平野部の田は、農業生産基盤も整備され水利条件も良好であり、地形・土壌などを考慮しながら、汎用化水田として高度利用を図る。</p> <p>イ 海岸線に沿った砂丘地は、野菜、果樹、花き等、立地条件を生かした畑として利用されており、土地基盤整備と団地化を推進するとともに、各作目の集団産地としての育成を図り、高生産性農業が期待される畑としての利用を図る。</p> <p>ウ 丘陵山間地等の森林で<u>団地性に優れ</u>、傾斜の緩やかな所は、林業の振興と調和を図りながら、畑・樹園地・牧草地としての利用を図る。</p>	<p>本地帯は、県土の 37 パーセントを占め、県全体の農用地に占める割合は 43 パーセントである。</p> <p>気候は、夏季は高温多湿であり、冬季は曇天が多く季節風が強い。また、一部山間地を除き積雪は少ない。平坦地域は低湿であるため、水田として早くから利用され、その<u>土壌</u>は肥沃で生産力が高い。信濃川や阿賀野川沿いでは、果樹作・畑作として利用され、新潟市周辺と海岸線の砂丘は畑地が<u>広が</u>っている。また、低湿な田では古くから区画整理、用排水改良事業等が行われ、信濃川流域は汎用水田の整備推進や、水利条件の改善により、県内でも生産力が高い地帯である。</p> <p>農業生産は、恵まれた自然的条件及び社会・経済的条件を反映して、米、施設園芸、花き、果樹、畜産等の多彩な生産が展開されている。</p> <p>将来は、他産業の進展による農地のかい廃と農業就業者の減少が見込まれるため、立地条件を生かした農業生産の拡大・合理化を積極的に推進し、農業生産基盤や水利条件の改善に努め、土地の高度利用を促進する必要がある。</p> <p>このため、本地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。</p> <p>ア 信濃川、阿賀野川、加治川、胎内川、荒川及び三面川流域の扇状地又は平野部の田は、農業生産基盤も整備され水利条件も良好であり、地形・土壌などを考慮しながら、汎用化水田として高度利用を図る。</p> <p>イ 海岸線に沿った砂丘地は、野菜、果樹、花き等、立地条件を生かした畑として利用されており、土地基盤整備と団地化を推進するとともに、各作目の集団産地としての育成を図り、高生産性農業が期待される畑としての利用を図る。</p> <p>ウ 丘陵山間地等の森林の<u>うち、面的にまとまりがあり</u>、傾斜の緩やかな所は、林業の振興と調和を図りながら、畑・樹園地・牧草地としての利用を図る。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>(2) 中越農業地帯</p> <p>県中央部に位置し、北は下越農業地帯に接し、その他の三方は古志丘陵、中部丘陵に囲まれ、地帯のほぼ中央部を信濃川が南北に貫流し、新潟平野の一部を形成している。</p> <p>本地帯は、8市町村で構成され、その中心都市である長岡市は、北陸、関越自動車道及び上越新幹線など交通の要衝であるとともに、高度技術工業集積地域としての発展が期待されている。また、長岡・見附両市の一部を範囲とした長岡都市計画区域では市街化区域と市街化調整区域の区分がされ、長岡市をはじめ<u>5</u>市町で用途地域が指定されている。</p> <p>本地帯は、県土の17パーセントを占め、県全体の農用地に占める割合は22パーセントである。</p> <p>地形的には、平野部・山間部・一部海岸丘陵部に大別される。</p> <p>気候は、夏季は高温多湿、冬季は古志・中部丘陵部では積雪が多い。</p> <p>信濃川流域の新潟平野一帯は田として利用されており、基盤整備も進み生産力は高く、一方、畑は信濃川河川敷、長岡市西部で集団化している。</p> <p>農業生産は、平野部では米・果樹・畜産が、山間部では米・畜産が中心である。</p> <p>将来は、他産業の進展により、農地のかい廃と農業就業者の減少が見込まれるため、農業生産の拡大・合理化を積極的に推進し、農業生産基盤や水利条件の改善に努めるとともに中山間地域の階段状の農地は、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能に着目し、土地の保全を図る。</p> <p>このため、本地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。</p> <p>ア 信濃川、刈谷田川、五十嵐川及び加茂川流域の平坦地の田は、農業生産基盤も整備され、水利条件も良好であり、汎用化水田として高度利用を図る。</p>	<p>(2) 中越農業地帯</p> <p>県中央部に位置し、北は下越農業地帯に接し、その他の三方は古志丘陵、中部丘陵に囲まれ、地帯のほぼ中央部を信濃川が南北に貫流し、新潟平野の一部を形成している。</p> <p>本地帯は、8市町村で構成され、その中心都市である長岡市は、北陸、関越自動車道及び上越新幹線など交通の要衝であるとともに、高度技術工業集積地域としての発展が期待されている。また、長岡・見附両市の一部を範囲とした長岡都市計画区域では市街化区域と市街化調整区域の区分がされ、長岡市をはじめ<u>6</u>市町で用途地域が指定されている。</p> <p>本地帯は、県土の17パーセントを占め、県全体の農用地に占める割合は22パーセントである。</p> <p>地形的には、平野部・山間部・一部海岸丘陵部に大別される。</p> <p>気候は、夏季は高温多湿、冬季は古志・中部丘陵部では積雪が多い。</p> <p>信濃川流域の新潟平野一帯は田として利用されており、基盤整備も進み生産力は高く、一方、畑は信濃川河川敷、長岡市西部で集団化している。</p> <p>農業生産は、平野部では米・果樹・畜産が、山間部では米・畜産が中心である。</p> <p>将来は、他産業の進展により、農地のかい廃と農業就業者の減少が見込まれるため、農業生産の拡大・合理化を積極的に推進し、農業生産基盤や水利条件の改善に努めるとともに中山間地域の階段状の農地は、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能に着目し、土地の保全を図る。</p> <p>このため、本地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。</p> <p>ア 信濃川、刈谷田川、五十嵐川及び加茂川流域の平坦地の田は、農業生産基盤も整備され、水利条件も良好であり、汎用化水田として高度利用を図る。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>イ 刈谷田川、渋海川、黒川等の<u>上流</u>の田は、<u>団地性に優れている</u>ので、汎用化水田として高度利用を図る。</p> <p>ウ 丘陵に開ける畑は立地条件を生かし、集団化を図る。</p> <p>(3) 魚沼農業地帯          本県南部山岳地帯に位置し、越後山脈と東頸城丘陵に囲まれ、全国でも有数の豪雪地帯である。本地帯内には信濃川とその支流である魚野川が南北に貫流し、この河川流域の河岸段丘・扇状地に農地が展開している。          本地帯は、6市町で構成され、関越自動車道や上越新幹線、ほくほく線が整備されるとともに、雪や山岳などの地域資源を生かしたスキーやグリーン・ツーリズムなどの観光面での展開も期待されている。          また、小千谷市をはじめ5市町で用途地域が指定されている。          本地帯は、県土の22パーセントを占め、県全体の農用地に占める割合は14パーセントである。          気候は、冬季は北西風が越後山脈に吹き付け、3～5メートルの積雪となる本県の代表的豪雪地帯である。          本地帯の農用地は、農業生産基盤の整備が進められているが、一部を除き区画は小さく、さらに豪雪のため土地利用率が低い。          農業生産は、扇状地・河岸段丘では米・畜産が、丘陵地では畑作等が行われている。          将来は、農業就業者のさらなる減少が見込まれるため、農業生産の拡大と合理化を積極的に推進し、農業生産基盤の改善に努める。          このため、本地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。          ア 信濃川・魚野川流域の河岸段丘や扇状地に開ける田は、農業生産基盤も整備され団地性に優れているので汎用化水田として整備を促進し、高度利用を図る。          イ 破間川、中津川、清津川等の上流や魚沼丘陵、古志丘陵に開ける</p>	<p>イ 刈谷田川、渋海川、黒川等の<u>下流</u>の田は、<u>面的にまとまっている</u>ので、汎用化水田として高度利用を図る。</p> <p>ウ 丘陵に開ける畑は立地条件を生かし、集団化を図る。</p> <p>(3) 魚沼農業地帯          本県南部山岳地帯に位置し、越後山脈と東頸城丘陵に囲まれ、全国でも有数の豪雪地帯である。本地帯内には信濃川とその支流である魚野川が南北に貫流し、この河川流域の河岸段丘・扇状地に農地が展開している。          本地帯は、6市町で構成され、関越自動車道や上越新幹線、ほくほく線が整備されるとともに、雪や山岳などの地域資源を生かしたスキーやグリーン・ツーリズムなどの観光面での展開も期待されている。          また、小千谷市をはじめ5市町で用途地域が指定されている。          本地帯は、県土の22パーセントを占め、県全体の農用地に占める割合は14パーセントである。          気候は、冬季は北西風が越後山脈に吹き付け、3～5メートルの積雪となる本県の代表的豪雪地帯である。          本地帯の農用地は、農業生産基盤の整備が進められているが、一部を除き区画は小さく、さらに豪雪のため土地利用率が低い。          農業生産は、扇状地・河岸段丘では米・畜産が、丘陵地では畑作等が行われている。          将来は、農業就業者のさらなる減少が見込まれるため、農業生産の拡大と合理化を積極的に推進し、農業生産基盤の改善に努める。          このため、本地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。          ア 信濃川・魚野川流域の河岸段丘や扇状地に開ける田は、農業生産基盤も整備され団地性に優れているので汎用化水田として整備を促進し、高度利用を図る。          イ 破間川、中津川、清津川等の上流や魚沼丘陵、古志丘陵に開ける</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>階段状の農地は、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能に着目し、土地の保全を図る。</p> <p>(4) 上越農業地帯          本県の最西南端に位置し、関川流域に展開した平場とそれに連なる頸城丘陵から形成され、背後は妙高山脈により長野県に接している。          本地帯は、3市で構成され、その中心都市である上越市の直江津地区及び妙高市等で工業立地が進むとともに、上信越自動車道やほくほく線、北陸新幹線が開通し、さらには建設中の上越魚沼地域振興快速道路など、交通網の整備が進むことによりさらなる発展が期待される。また、上越市の一部を範囲とした上越都市計画区域では市街化区域と市街化調整区域の区分がされ、全ての市で用途地域が指定されている。          本地帯は、県土の17パーセントを占め、県全体の農用地に占める割合は14パーセントである。          気候は、冬季は北北西の季節風が強く、山間部は魚沼農業地帯と同様の豪雪地帯である。          また、関川、保倉川等によって形成された頸城平野は新潟平野とともに本県の代表的農業地帯をなし、妙高山麓には畑地が集団化している。          農業生産は、河川流域や河岸段丘では米・畜産が、丘陵地では果樹あるいは草地を利用した畜産が行われている。          将来は、他産業の進展による農用地のかい廃と農業就業者の減少が見込まれるので、立地条件を生かした農業生産の拡大と合理化を積極的に進め、農業生産基盤の改善に努める。また、階段状の農地は、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能に着目し、土地の保全を図る。          このため、本地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。</p>	<p>階段状の農地は、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能に着目し、土地の保全を図る。</p> <p>(4) 上越農業地帯          本県の最西南端に位置し、関川流域に展開した平場とそれに連なる頸城丘陵から形成され、背後は妙高山脈により長野県に接している。          本地帯は、3市で構成され、その中心都市である上越市の直江津地区及び妙高市等で工業立地が進むとともに、上信越自動車道やほくほく線、北陸新幹線が開通し、さらには建設中の上越魚沼地域振興快速道路など、交通網の整備が進むことによりさらなる発展が期待される。また、上越市の一部を範囲とした上越都市計画区域では市街化区域と市街化調整区域の区分がされ、全ての市で用途地域が指定されている。          本地帯は、県土の17パーセントを占め、県全体の農用地に占める割合は14パーセントである。          気候は、冬季は北北西の季節風が強く、山間部は魚沼農業地帯と同様の豪雪地帯である。          また、関川、保倉川等によって形成された頸城平野は新潟平野とともに本県の代表的農業地帯をなし、妙高山麓には畑地が集団化している。          農業生産は、河川流域や河岸段丘では米・畜産が、丘陵地では果樹あるいは草地を利用した畜産が行われている。          将来は、他産業の進展による農用地のかい廃と農業就業者の減少が見込まれるので、立地条件を生かした農業生産の拡大と合理化を積極的に進め、農業生産基盤の改善に努める。また、階段状の農地は、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能に着目し、土地の保全を図る。          このため、本地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>ア 関川、保倉川の下流域の田は、農業生産基盤や水利条件の整備改善が進められており、汎用化水田として高度利用を図る。</p> <p>イ 海岸砂丘及び妙高山麓地域は、立地条件を生かした畑として、農地の団地化と土地基盤の整備を進めるとともに、野菜、果樹等の集団産地の育成を図り、高生産性農業が期待される畑としての利用を図る。</p> <p>ウ 妙高山麓、中部丘陵に開ける緩傾斜で団地性に優れた未利用原野等は、畑、樹園地・牧草地として利用を図る。</p> <p>(5) 佐渡農業地帯          本土から約35キロメートルに位置する離島であり、南部の小佐渡、北部の大佐渡の両山脈とその間に挟まれた国仲平野によって形成され、海岸部は数段の海岸段丘を形成している。          本地帯は、佐渡市一市で構成され、用途地域が指定されている。          また、本地帯は、史跡、文化財、自然景観など多くの地域資源を有しており、観光面での発展が期待されるとともに、工業としては、恵まれた農林水産物を活用した食品加工業が特色となっている。          本地帯は、県土の7パーセントを占め、県全体の農用地に占める割合は7パーセントである。          気候は、対馬暖流の影響を受け、冬期間、南部は温暖であり、北側海岸は北西の風が強いが積雪は少ない。          国仲平野は、中央を国府川が北から南に貫流しており、両岸に田が開けているが畑は海岸段丘上を開けている。国府川流域の田は、区画整理がほとんど完了しているが、その他の田は小区画階段状に分布し、水利条件も不良である。          農業生産は、国仲平野では米、野菜、畜産が、丘陵地では果樹、畜産等が行われている。          将来は、農業就業者のさらなる減少が予想されるので、立地条件を</p>	<p>ア 関川、保倉川の下流域の田は、農業生産基盤や水利条件の整備改善が進められており、汎用化水田として高度利用を図る。</p> <p>イ 海岸砂丘及び妙高山麓地域は、立地条件を生かした畑として、農地の団地化と土地基盤の整備を進めるとともに、野菜、果樹等の集団産地の育成を図り、高生産性農業が期待される畑としての利用を図る。</p> <p>ウ 妙高山麓、中部丘陵に開ける緩傾斜で団地性に優れた未利用原野等は、畑、樹園地・牧草地として利用を図る。</p> <p>(5) 佐渡農業地帯          本土から約35キロメートルに位置する離島であり、南部の小佐渡、北部の大佐渡の両山脈とその間に挟まれた国仲平野によって形成され、海岸部は数段の海岸段丘を形成している。          本地帯は、佐渡市一市で構成され、用途地域が指定されている。          また、本地帯は、史跡、文化財、自然景観など多くの地域資源を有しており、観光面での発展が期待されるとともに、工業としては、恵まれた農林水産物を活用した食品加工業が特色となっている。          本地帯は、県土の7パーセントを占め、県全体の農用地に占める割合は7パーセントである。          気候は、対馬暖流の影響を受け、冬期間、南部は温暖であり、北側海岸は北西の風が強いが積雪は少ない。          国仲平野は、中央を国府川が北から南に貫流しており、両岸に田が開けているが畑は海岸段丘上を開けている。国府川流域の田は、区画整理がほとんど完了しているが、その他の田は小区画階段状に分布し、水利条件も不良である。          農業生産は、国仲平野では米、野菜、畜産が、丘陵地では果樹、畜産等が行われている。          将来は、農業就業者のさらなる減少が予想されるので、立地条件を</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>生かした農業生産の再編成と合理化を積極的に推進し、農業生産基盤、水利条件の改善に努めるとともに、階段状の農地は、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能に着目し、土地の保全を図る。</p> <p>このため、本地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。</p> <p>ア 国府川流域の扇状地の田は、農業生産基盤の整備や水利条件整備改善が進められており、汎用化水田として高度利用を図る。</p> <p>イ 段丘又は丘陵に開ける畑は、農業生産基盤の整備に努め、畑、樹園地、草地としての利用を進める。</p>	<p>生かした農業生産の再編成と合理化を積極的に推進し、農業生産基盤、水利条件の改善に努めるとともに、階段状の農地は、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能に着目し、土地の保全を図る。</p> <p>このため、本地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。</p> <p>ア 国府川流域の扇状地の田は、農業生産基盤の整備や水利条件整備改善が進められており、汎用化水田として高度利用を図る。</p> <p>イ 段丘又は丘陵に開ける畑は、農業生産基盤の整備に努め、畑、樹園地、草地としての利用を進める。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行						変更(案)									
第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項						第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項									
農業 地帯名	指定予定 地域名	指定予定地域の範囲	指定予定 地域の規模	農用地 面積 (ha)	備考	農業 地帯名	指定予定 地域名	指定予定地域の範囲	指定予定 地域の規模	農用地 面積 (ha)	備考				
			総面積(ha)						総面積(ha)						
下越農業 地帯	新潟地域 (新潟市)	新潟市のうち 流通業務地区 臨港地区又は港湾隣接地域 都市計画法の都市計画区域内 の市街化区域(以下「市街化区 域」という。)を除いた区域	59,726	33,949		下越農業 地帯	新潟地域 (新潟市)	新潟市のうち 流通業務地区 臨港地区又は港湾隣接地域 都市計画法の都市計画区域内 の市街化区域(以下「市街化区 域」という。)を除いた区域	59,625	33,645					
			新発田地域 (新発田市)	新発田市のうち 都市計画法の市街化区域 国立公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	30,124				11,787		新発田地域 (新発田市)	新発田市のうち 都市計画法の市街化区域 国立公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	30,126	11,786	
					村上地域 (村上市)				村上市のうち 都市計画法の都市計画区域内 の用途地域 臨港地区又は港湾隣接地域 国立公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	69,938			8,238		村上地域 (村上市)

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行					変更（案）				
燕地域 (燕市)	燕市のうち 都市計画法の用途地域を除いた区域	<u>9,232</u>	5,582		燕地域 (燕市)	燕市のうち 都市計画法の用途地域を除いた区域	<u>9,221</u>	5,582	
五泉地域 (五泉市)	五泉市のうち 都市計画法の用途地域 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	<u>22,351</u>	<u>5,509</u>		五泉地域 (五泉市)	五泉市のうち 都市計画法の用途地域 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	<u>22,350</u>	<u>5,507</u>	
阿賀野地域 (阿賀野市)	阿賀野市のうち 都市計画法の用途地域 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	15,435	<u>7,009</u>		阿賀野地域 (阿賀野市)	阿賀野市のうち 都市計画法の用途地域 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	15,435	<u>6,746</u>	
胎内地域 (胎内市)	胎内市のうち 都市計画法の用途地域 国立公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	13,404	<u>4,467</u>		胎内地域 (胎内市)	胎内市のうち 都市計画法の用途地域 国立公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	13,404	<u>4,438</u>	
聖籠地域 (聖籠町)	聖籠町のうち 臨港地区又は港湾隣接地域 都市計画法の市街化区域を除いた区域  弥彦村のうち	2,776	<u>1,714</u>		聖籠地域 (聖籠町)	聖籠町のうち 臨港地区又は港湾隣接地域 都市計画法の市街化区域を除いた区域  弥彦村のうち	2,776	<u>1,717</u>	

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行					変更(案)					
	弥彦地域 (弥彦村)	都市計画法の用途地域を除いた区域	2,436	<u>989</u>			弥彦地域 (弥彦村)	都市計画法の用途地域を除いた区域	2,436	<u>984</u>
	阿賀地域 (阿賀町)	阿賀町のうち 都市計画法の用途地域 国立公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	<u>60,582</u>	1,907			阿賀地域 (阿賀町)	阿賀町のうち 都市計画法の用途地域 国立公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	<u>60,587</u>	1,907
	関川地域 (関川村)	関川村のうち 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	10,254	1,431			関川地域 (関川村)	関川村のうち 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	10,254	1,431
下越農業地帯計			<u>296,258</u>	<u>82,582</u>		下越農業地帯計			<u>296,159</u>	<u>81,985</u>
中越農業地帯	長岡地域 (長岡市)	長岡市のうち 臨港地区又は港湾隣接地域 都市計画法の市街化区域及び用途地域 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	<u>81,521</u>	<u>21,560</u>		中越農業地帯	長岡地域 (長岡市)	長岡市のうち 臨港地区又は港湾隣接地域 都市計画法の市街化区域及び用途地域 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	<u>81,520</u>	<u>21,415</u>
	三条地域 (三条市)	三条市のうち 都市計画法の用途地域 国立公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	<u>26,896</u>	<u>6,757</u>			三条地域 (三条市)	三条市のうち 都市計画法の用途地域 国立公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	<u>26,909</u>	<u>6,747</u>
	柏崎地域	柏崎市のうち	<u>42,741</u>	<u>6,448</u>			柏崎地域	柏崎市のうち	<u>42,739</u>	<u>6,443</u>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行					変更（案）					
	(柏崎市)	都市計画法の用途地域 臨港地区又は港湾隣接地域 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域				(柏崎市)	都市計画法の用途地域 臨港地区又は港湾隣接地域 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域			
	加茂地域 (加茂市)	加茂市のうち 都市計画法の用途地域 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	<u>10,642</u>	<u>1,618</u>		加茂地域 (加茂市)	加茂市のうち 都市計画法の用途地域 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	<u>10,637</u>	<u>1,616</u>	
	見附地域 (見附市)	見附市のうち 都市計画法の市街化区域を除 いた区域	6,961	<u>2,821</u>		見附地域 (見附市)	見附市のうち 都市計画法の市街化区域を除 いた区域	6,961	<u>2,805</u>	
	田上地域 (田上町)	田上町のうち 都市計画法の用途地域を除い た区域	2,937	997		田上地域 (田上町)	田上町のうち 都市計画法の用途地域を除い た区域	2,937	997	
	出雲崎地域 (出雲崎町)	出雲崎町全域	<u>4,438</u>	<u>573</u>		出雲崎地域 (出雲崎町)	出雲崎町全域	<u>4,441</u>	<u>572</u>	
	刈羽地域 (刈羽村)	刈羽村全域	2,627	<u>629</u>		刈羽地域 (刈羽村)	刈羽村全域	2,627	<u>625</u>	
中越農業地帯計			<u>178,762</u>	<u>41,403</u>		中越農業地帯計			<u>178,772</u>	<u>41,220</u>
魚沼農業 地帯	小千谷地域 (小千谷市)	小千谷市のうち 都市計画法の用途地域 農用地として利用できない森	<u>14,771</u>	<u>3,387</u>		魚沼農業 地帯	小千谷地域 (小千谷市)	小千谷市のうち 都市計画法の用途地域 農用地として利用できない森	<u>14,766</u>	<u>3,382</u>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行					変更（案）				
		林地帯を除いた区域					林地帯を除いた区域		
十日町地域 (十日町市)	十日町市のうち 都市計画法の用途地域 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	49,309	<u>9,557</u>		十日町地域 (十日町市)	十日町市のうち 都市計画法の用途地域 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	49,309	<u>9,584</u>	
魚沼地域 (魚沼市)	魚沼市のうち 都市計画法の用途地域 国立・国定公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	43,765	<u>4,301</u>		魚沼地域 (魚沼市)	魚沼市のうち 都市計画法の用途地域 国立・国定公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	43,765	<u>4,275</u>	
南魚沼地域 (南魚沼市)	南魚沼市のうち 都市計画法の用途地域 国定公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	<u>33,742</u>	<u>6,933</u>		南魚沼地域 (南魚沼市)	南魚沼市のうち 都市計画法の用途地域 国定公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	<u>33,743</u>	<u>6,890</u>	
湯沢地域 (湯沢町)	湯沢町のうち 都市計画法の用途地域 国立公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	8,508	252		湯沢地域 (湯沢町)	湯沢町のうち 都市計画法の用途地域 国立公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	8,508	252	
津南地域 (津南町)	津南町のうち 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	13,971	3,520		津南地域 (津南町)	津南町のうち 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域	13,971	3,520	

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行					変更（案）					
魚沼農業地帯計			164,066	27,950		魚沼農業地帯計		164,062	27,903	
上越農業地帯	糸魚川地域 (糸魚川市)	糸魚川市のうち	44,884	2,731		上越農業地帯	糸魚川地域 (糸魚川市)	糸魚川市のうち	44,979	2,731
		都市計画法の用途地域								
		国立公園の特別保護地区 臨港地区又は港湾隣接地域 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域								
妙高地域 (妙高市)	妙高市のうち	妙高市のうち	28,826	3,702		妙高地域 (妙高市)	妙高市のうち	妙高市のうち	28,824	3,701
		都市計画法の用途地域								
		国立公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域								
上越地域 (上越市)	上越市のうち	上越市のうち	87,894	19,948		上越地域 (上越市)	上越市のうち	上越市のうち	87,885	19,424
		都市計画法の市街化区域及び用途地域								
		臨港地区又は港湾隣接地域 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域								
上越農業地帯計			161,604	26,381		上越農業地帯計		161,688	25,856	
佐渡農業地帯	佐渡地域 (佐渡市)	佐渡市のうち	83,521	12,924		佐渡農業地帯	佐渡地域 (佐渡市)	佐渡市のうち	83,532	12,975
		臨港地区又は港湾隣接地域								
		都市計画法の用途地域 国立公園の特別保護地区 農用地として利用できない森 林地帯を除いた区域								

## 農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行					変更（案）				
佐渡農業地帯計		<u>83,521</u>	<u>12,924</u>		佐渡農業地帯計		<u>83,532</u>	<u>12,975</u>	
県 計		<u>884,210</u>	<u>191,240</u>		県 計		<u>884,212</u>	<u>189,939</u>	
<p>(注) 「指定予定地域の規模」欄の「総面積」とは、指定予定地域の面積で当該市町村の総面積から「地域の範囲」の除外区域の面積を差し引いたものである。</p> <p>「農用地面積」とは、当該市町村の「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」（令和<u>元</u>年12月31日現在）の農業振興地域内農用地（農用地区域以外の農用地を含む。）の面積である。</p> <p>農業振興地域指定予定の総面積は、四捨五入により計が一致しない場合がある。</p>					<p>(注) 「指定予定地域の規模」欄の「総面積」とは、指定予定地域の面積で当該市町村の総面積から「地域の範囲」の除外区域の面積を差し引いたものである。</p> <p>「農用地面積」とは、当該市町村の「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」（令和<u>5</u>年12月31日現在）の農業振興地域内農用地（農用地区域以外の農用地を含む。）の面積である。</p> <p>農業振興地域指定予定の総面積は、四捨五入により計が一致しない場合がある。</p>				

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p style="text-align: center;"><b>第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項</b></p> <p><b>1 農業生産基盤の整備及び開発の方向</b>            農業生産基盤の整備は、地域農業の展開に即した営農・土地利用計画に基づき、担い手の求める営農を実現するための生産基盤や用排水施設の整備など、水・土地条件の整備などを進める。            このため、用排水施設の適切な整備・補修・更新、<u>ほ場の</u>大区画化、水田の汎用化、農道橋等の保全・耐震化など、地域や担い手の営農構想に沿った生産性の高い農業生産基盤の確立に向けた整備を推進する。            なお、農業生産基盤の整備に当たっては、農業生産活動により発揮されてきた多面的機能の増進を図るため、生活環境基盤と一体的に推進するとともに、生物多様性の保全に配慮するものとする。</p> <p><b>2 農業地帯別の整備構想</b>            (1) 下越農業地帯            ア 平場地域では、担い手への農地の集積・集約化、経営規模の拡大、<u>生産コストの低減</u>、大規模園芸導入による産地づくりに資するほ場の大区画化と水田の汎用化を進める。生産条件が厳しい中山間地域においても、地域の特性や営農体制に合わせたきめ細かな整備を進める。            イ 本地帯の水田は、三面川、荒川、胎内川、阿賀野川及び信濃川流域の広大で低平な湿地帯に位置しており、基幹用排水施設の適切な整備・補修・更新を基本に、汎用化水田の基礎となる用排水機能の安定的な確保のための整備を進める。            ウ 畑、樹園地、採草放牧地については、作物の安定生産や品質・生産性の向上に資する整備を進める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項</b></p> <p><b>1 農業生産基盤の整備及び開発の方向</b>            農業生産基盤の整備は、地域農業の展開に即した営農・土地利用計画に基づき、担い手の求める営農を実現するための生産基盤や用排水施設の整備など、水・土地条件の整備などを進める。            このため、<u>地域計画と連携した農地の</u>大区画化、<u>草刈り・水管理等の管理作業の省力化</u>、水田の汎用化、用排水施設の適切な整備・補修・更新、農道橋等の保全・耐震化など、地域や担い手の営農構想に沿った生産性の高い農業生産基盤の確立に向けた整備を推進する。            なお、農業生産基盤の整備に当たっては、農業生産活動により発揮されてきた<u>防災効果等の</u>多面的機能の増進を図るため、生活環境基盤と一体的に推進するとともに、生物多様性の保全に配慮するものとする。</p> <p><b>2 農業地帯別の整備構想</b>            (1) 下越農業地帯            ア 平場地域では、<u>地域計画に位置付けられた</u>担い手への農地の集積・集約化、経営規模の拡大、<u>生産コスト低減に資する管理作業の省力化整備やスマート農業技術の導入</u>、大規模園芸導入による産地づくりに資するほ場の大区画化と水田の汎用化を進める。生産条件が厳しい中山間地域においても、<u>スマート農業技術の導入による農作業の省力化、効率化等</u>、地域の特性や営農体制に合わせたきめ細かな整備を進める。            イ 本地帯の水田は、三面川、荒川、胎内川、<u>加治川</u>、阿賀野川及び信濃川流域の広大で低平な湿地帯に位置しており、基幹用排水施設の適切な整備・補修・更新を基本に、汎用化水田の基礎となる用排水機能の安定的な確保のための整備を進める。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>(2) 中越農業地帯</p> <p>ア 信濃川流域・鯖石川流域を中心とする平場地域では、担い手への農地の集積・集約化、経営規模の拡大、<u>生産コストの低減</u>、大規模園芸導入による産地づくりに資するほ場の大区画化と水田の汎用化を進める。生産条件が厳しい中山間地域においても、地域の特性や営農体制に合わせたきめ細かな整備を進める。</p> <p>イ 本地帯の水田は、信濃川、五十嵐川、刈谷田川及び鯖石川流域の広大で低平な地域に位置しており、基幹用排水施設の適切な整備・補修・更新を基本に、汎用化水田の基礎となる用排水機能の安定的な確保のための整備を進める。</p> <p>ウ 畑、樹園地、採草放牧地については、作物の安定生産や品質・生産性の向上に資する整備を進める。</p> <p>(3) 魚沼農業地帯</p> <p>ア 本地帯は、ほとんどが生産条件の厳しい中山間地域に位置しており、地域の特性や営農体制に合わせたきめ細かな整備を進める。</p> <p>イ 本地帯の水田は、魚野川・信濃川流域の扇状地・河岸段丘に位置しており、基幹用排水施設の適切な整備・補修・更新を基本に、汎用化水田の基礎となる用排水機能の安定的な確保のための整備を進める。</p> <p>ウ 畑、樹園地、採草放牧地については、作物の安定生産や品質・生産性の向上に資する整備を進める。</p>	<p>ウ 畑、樹園地、採草放牧地については、作物の安定生産や品質・生産性の向上に資する整備を進める。</p> <p>(2) 中越農業地帯</p> <p>ア 信濃川流域・鯖石川流域を中心とする平場地域では、<u>地域計画に位置付けられた</u>担い手への農地の集積・集約化、経営規模の拡大、<u>生産コスト低減に資する管理作業の省力化整備やスマート農業技術の導入</u>、大規模園芸導入による産地づくりに資するほ場の大区画化と水田の汎用化を進める。生産条件が厳しい中山間地域においても、<u>スマート農業技術の導入による農作業の省力化、効率化等</u>、地域の特性や営農体制に合わせたきめ細かな整備を進める。</p> <p>イ 本地帯の水田は、信濃川、五十嵐川、刈谷田川及び鯖石川流域の広大で低平な地域に位置しており、基幹用排水施設の適切な整備・補修・更新を基本に、汎用化水田の基礎となる用排水機能の安定的な確保のための整備を進める。</p> <p>ウ 畑、樹園地、採草放牧地については、作物の安定生産や品質・生産性の向上に資する整備を進める。</p> <p>(3) 魚沼農業地帯</p> <p>ア 本地帯は、ほとんどが生産条件の厳しい中山間地域に位置しており、<u>スマート農業技術の導入による農作業の省力化、効率化等</u>、地域の特性や営農体制に合わせたきめ細かな整備を進める。</p> <p>イ 本地帯の水田は、魚野川・信濃川流域の扇状地・河岸段丘に位置しており、基幹用排水施設の適切な整備・補修・更新を基本に、汎用化水田の基礎となる用排水機能の安定的な確保のための整備を進める。</p> <p>ウ 畑、樹園地、採草放牧地については、作物の安定生産や品質・生産性の向上に資する整備を進める。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>(4) 上越農業地帯</p> <p>ア 平場地域では、担い手への農地の集積・集約化、経営規模の拡大、<u>生産コストの低減</u>、大規模園芸導入による産地づくりに資するほ場の大区画化と水田の汎用化を進める。生産条件が厳しい中山間地域においても、地域の特性や営農体制に合わせたきめ細かな整備を進める。</p> <p>イ 本地帯の水田は、関川流域の広大で低平な湿地帯に位置しており、基幹用排水施設の適切な整備・補修・更新を基本に、汎用化水田の基礎となる用排水機能の安定的な確保のための整備を進める。</p> <p>ウ 畑、樹園地、採草放牧地については、作物の安定生産や品質・生産性の向上に資する整備を進める。</p> <p>(5) 佐渡農業地帯</p> <p>ア 平場地域では、担い手への農地の集積・集約化、経営規模の拡大、<u>生産コストの低減</u>、大規模園芸導入による産地づくりに資するほ場の大区画化と水田の汎用化を進める。生産条件が厳しい中山間地域においても、地域の特性や営農体制に合わせたきめ細かな整備を進める。</p> <p>イ 本地帯の水田は、国府川流域の平野部及び海岸段丘に分布しており、基幹用排水施設の適切な整備・補修・更新を基本に、汎用化水田の基礎となる用排水機能の安定的な確保のための整備を進める。</p> <p>ウ 畑、樹園地、採草放牧地については、作物の安定生産や品質・生産性の向上に資する整備を進める。</p>	<p>(4) 上越農業地帯</p> <p>ア 平場地域では、<u>地域計画に位置付けられた</u>担い手への農地の集積・集約化、経営規模の拡大、<u>生産コスト低減に資する管理作業の省力化整備やスマート農業技術の導入</u>、大規模園芸導入による産地づくりに資するほ場の大区画化と水田の汎用化を進める。生産条件が厳しい中山間地域においても、<u>スマート農業技術の導入による農作業の省力化、効率化等</u>、地域の特性や営農体制に合わせたきめ細かな整備を進める。</p> <p>イ 本地帯の水田は、関川流域の広大で低平な湿地帯に位置しており、基幹用排水施設の適切な整備・補修・更新を基本に、汎用化水田の基礎となる用排水機能の安定的な確保のための整備を進める。</p> <p>ウ 畑、樹園地、採草放牧地については、作物の安定生産や品質・生産性の向上に資する整備を進める。</p> <p>(5) 佐渡農業地帯</p> <p>ア 平場地域では、<u>地域計画に位置付けられた</u>担い手への農地の集積・集約化、経営規模の拡大、<u>生産コスト低減に資する管理作業の省力化整備やスマート農業技術の導入</u>、大規模園芸導入による産地づくりに資するほ場の大区画化と水田の汎用化を進める。生産条件が厳しい中山間地域においても、<u>スマート農業技術の導入による農作業の省力化、効率化等</u>、地域の特性や営農体制に合わせたきめ細かな整備を進める。</p> <p>イ 本地帯の水田は、国府川流域の平野部及び海岸段丘に分布しており、基幹用排水施設の適切な整備・補修・更新を基本に、汎用化水田の基礎となる用排水機能の安定的な確保のための整備を進める。</p> <p>ウ 畑、樹園地、採草放牧地については、作物の安定生産や品質・生産性の向上に資する整備を進める。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p style="text-align: center;"><b>第4 農用地等の保全に関する事項</b></p> <p><b>1 農用地等の保全の方向</b></p> <p>(1) 農用地等の保全の必要性</p> <p>本県は、広大な農用地を有する我が国数々の食料供給県である。しかしその現状は、平野部においては、商工業用地や住宅地等への転用等による農地面積の減少、低平地では近年の気候変動に伴う集中豪雨による都市型水害リスクの増加、地盤沈下などの社会的、自然的状況変化に起因した湛水被害が発生しやすくなっている。</p> <p>また、中山間地域においては、耕作条件や地形条件等、農業の生産条件が不利な農地が多く、併せて、高齢化、担い手不足等による荒廃農地の増加、地すべり災害による農地の荒廃等、多くの問題を抱えている。</p> <p>このため、今後とも持続的な営農活動を通し「食料供給基地」としての役割を果たしていくためには、既存農用地の確保に努め、さらに地域の条件に応じた農業生産基盤の整備を図り、荒廃農地の発生防止・解消や自然災害の防止等を進めることで、農用地や土地改良施設の機能を保全していく必要がある。</p> <p>また、都市部周辺における非農業的土地需要への対応については、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。</p> <p>(2) 農用地等の保全の基本的方向</p> <p>ア 下越農業地帯</p> <p>本地帯は信濃川、阿賀野川をはじめとする諸河川により形成された新潟平野を有し、本県の代表的な農業地帯である。低平地の多いこの地帯では、都市化の進展に伴い、農地の転用や雨水流出量の増加、地盤沈下や近年の集中豪雨等による農地の湛水被害が生じてき</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4 農用地等の保全に関する事項</b></p> <p><b>1 農用地等の保全の方向</b></p> <p>(1) 農用地等の保全の必要性</p> <p>本県は、広大な農用地を有する我が国数々の食料供給県である。しかしその現状は、平野部においては、商工業用地や住宅地等への転用等による農地面積の減少、低平地では近年の気候変動に伴う集中豪雨による都市型水害リスクの増加、地盤沈下などの社会的、自然的状況変化に起因した湛水被害が発生しやすくなっている。</p> <p>また、中山間地域においては、耕作条件や地形条件等、農業の生産条件が不利な農地が多く、併せて、高齢化、担い手不足等による荒廃農地の増加、地すべり災害による農地の荒廃等、多くの問題を抱えている。</p> <p>このため、今後とも持続的な営農活動を通し「食料供給基地」としての役割を果たしていくためには、既存農用地の確保に努め、さらに地域の条件に応じた農業生産基盤の整備を図り、荒廃農地の発生防止・解消や自然災害の防止等を進めることで、農用地や土地改良施設の機能を保全していく必要がある。</p> <p>また、都市部周辺における非農業的土地需要への対応については、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。</p> <p>(2) 農用地等の保全の基本的方向</p> <p>ア 下越農業地帯</p> <p>本地帯は信濃川、阿賀野川をはじめとする諸河川により形成された新潟平野を有し、本県の代表的な農業地帯である。低平地の多いこの地帯では、都市化の進展に伴い、農地の転用や雨水流出量の増加、地盤沈下や近年の集中豪雨等による農地の湛水被害が生じてき</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>ている。</p> <p>福島県境の阿賀地域では、地すべりや豪雪等自然的要因による影響を受けやすい地形条件と、高齢化等による農業従事者の減少から農用地の荒廃が進んでいる。</p> <p>このような状況の中で、平野部では、湛水被害の軽減を図り農用地の荒廃を未然に防止するため、農業用排水施設等の整備により排水機能の向上を図り農用地の保全に努める。</p> <p>また、<u>多面的機能支払制度と併せて</u>、大区画を中心としたほ場整備等により、効率的な農業を営むための基礎条件を整備し、営農の維持を通して農用地の保全に努める。</p> <p>中山間地域では、ため池の整備や地すべり対策等を推進し、災害による農用地の荒廃を防止する。中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度と併せ、地形条件に即したきめ細かな農業生産基盤整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、担い手を確保していくことで農用地の保全に努める。</p> <p>イ 中越農業地帯</p> <p>本地帯は、県中央部に位置し、平野部・中山間地域・海岸丘陵部に大別される。</p> <p>平野部では、都市化の進展に伴い、農地の転用や雨水流出量の増加、近年の集中豪雨による農地の浸水被害も増加している。</p> <p>一方、中山間地域は、特有の地形条件の悪さから、不整形な農地が多く用排水路や農道も整備が進んでおらず、過疎化による担い手不足から農用地の荒廃が進んでいる。さらに地すべり地帯も多く存在している。</p> <p>このような状況の中で、平野部では、湛水被害の軽減を図り、農用地の荒廃を未然に防止するため、農業用排水施設等の整備により排水機能の向上を図り農用地の保全に努める。また、<u>多面的機能支払制度と併せて</u>、大区画を中心としたほ場整備等により、効率的な</p>	<p>ている。</p> <p>福島県境の阿賀地域では、地すべりや豪雪等自然的要因による影響を受けやすい地形条件と、高齢化等による農業従事者の減少から農用地の荒廃が進んでいる。</p> <p>このような状況の中で、平野部では、湛水被害の軽減を図り農用地の荒廃を未然に防止するため、農業用排水施設等の整備により排水機能の向上を図り農用地の保全に努める。</p> <p>また、大区画を中心としたほ場整備等により、効率的な農業を営むための基礎条件を整備し、営農の維持を通して農用地の保全に努める。</p> <p>中山間地域では、ため池の整備や地すべり対策等を推進し、災害による農用地の荒廃を防止する。中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度による農業生産活動の維持と併せ、地形条件に即したきめ細かな農業生産基盤整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、担い手を確保していくことで農用地の保全に努める。</p> <p>イ 中越農業地帯</p> <p>本地帯は、県中央部に位置し、平野部・中山間地域・海岸丘陵部に大別される。</p> <p>平野部では、都市化の進展に伴い、農地の転用や雨水流出量の増加、近年の集中豪雨による農地の浸水被害も増加している。</p> <p>一方、中山間地域は、特有の地形条件の悪さから、不整形な農地が多く用排水路や農道も整備が進んでおらず、過疎化による担い手不足から農用地の荒廃が進んでいる。さらに地すべり地帯も多く存在している。</p> <p>このような状況の中で、平野部では、湛水被害の軽減を図り、農用地の荒廃を未然に防止するため、農業用排水施設等の整備により排水機能の向上を図り農用地の保全に努める。また、大区画を中心としたほ場整備等により、効率的な農業を営むための基礎条件を整</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>農業を営むための基礎条件を整備し、営農の維持を通して農用地の保全に努める。</p> <p>中山間地域では、ため池の整備や地すべり対策等を推進し、災害による農用地の荒廃を防止する。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度と併せて、地形条件に即したきめ細かな農業生産基盤整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、担い手を確保していくことで農用地の保全に努める。</p> <p>ウ 魚沼農業地帯</p> <p>本地帯の大部分は中山間地域であるが、日本有数の良質米の生産地である。しかし、現状は中山間地域特有の地形条件の悪さから、不整形な農地が多く、用排水路や農道も整備が進んでおらず、過疎化による担い手不足から農用地の荒廃が進んでいる。さらに、地すべり地帯が多く県内有数の豪雪地帯でもある。</p> <p>このような状況の中で、ため池の整備や地すべり対策等を推進し、災害による農用地の荒廃を防止する。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度と併せて、地形条件に即したきめ細かな農業生産基盤整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、担い手を確保していくことで農用地の保全に努める。</p> <p>エ 上越農業地帯</p> <p>本地帯は、関川東部に広がる頸城平野と中山間地域に大別される。また、地すべり地帯が多く県内有数の豪雪地帯でもある。</p> <p>中山間地域では特有の地形条件の悪さから、不整形な農地が多く用排水路や農道も整備が進んでおらず、過疎化から農用地の荒廃、災害の危険性の増大といった悪循環も見受けられる。</p> <p>平野部では、多面的機能支払制度と併せて、大区画を中心としたほ場整備等により、効率的な農業を営むための基礎条件を整備し、営農の維持を通して農用地の保全に努める。</p>	<p>備し、営農の維持を通して農用地の保全に努める。</p> <p>中山間地域では、ため池の整備や地すべり対策等を推進し、災害による農用地の荒廃を防止する。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度による農業生産活動の維持と併せて、地形条件に即したきめ細かな農業生産基盤整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、担い手を確保していくことで農用地の保全に努める。</p> <p>ウ 魚沼農業地帯</p> <p>本地帯の大部分は中山間地域であるが、日本有数の良質米の生産地である。しかし、現状は中山間地域特有の地形条件の悪さから、不整形な農地が多く、用排水路や農道も整備が進んでおらず、過疎化による担い手不足から農用地の荒廃が進んでいる。さらに、地すべり地帯が多く県内有数の豪雪地帯でもある。</p> <p>このような状況の中で、ため池の整備や地すべり対策等を推進し、災害による農用地の荒廃を防止する。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度による農業生産活動の維持と併せて、地形条件に即したきめ細かな農業生産基盤整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、担い手を確保していくことで農用地の保全に努める。</p> <p>エ 上越農業地帯</p> <p>本地帯は、関川東部に広がる頸城平野と中山間地域に大別される。また、地すべり地帯が多く県内有数の豪雪地帯でもある。</p> <p>中山間地域では特有の地形条件の悪さから、不整形な農地が多く用排水路や農道も整備が進んでおらず、過疎化から農用地の荒廃、災害の危険性の増大といった悪循環も見受けられる。</p> <p>平野部では、多面的機能支払制度と併せて、大区画を中心としたほ場整備等により、効率的な農業を営むための基礎条件を整備し、営農の維持を通して農用地の保全に努める。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>一方、中山間地域では、ため池の整備や地すべり対策等を推進し、災害による農用地の荒廃を防止する。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度と併せて、地形条件に即したきめ細かな農業生産基盤整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、担い手を確保していくことで農用地の保全に努める。</p> <p>オ 佐渡農業地帯</p> <p>本地帯は、国仲平野と中山間地域に大別される。国仲平野は区画整備が進み農業生産基盤も整いつつある。一方、中山間地域では、農業生産基盤の整備も進みつつあるが、<u>まだ、島内には未整備地も多く、過疎化による担い手不足や耕作不利な地形的条件から農用地の荒廃が進んでいる。</u></p> <p>平野部では、<u>多面的機能支払制度と併せて</u>、大区画を中心としたほ場整備等により、効率的な農業を営むための基礎条件を整備し、営農の維持を通して農用地の保全に努める。</p> <p>中山間地域では、ため池の整備や地すべり対策等を推進し、災害による農用地の荒廃を防止する。</p> <p>また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度と併せて、地形条件に即したきめ細かな農業生産基盤整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、担い手を確保していくことで農用地の保全に努める。</p> <p><b>2 農用地等の保全のための事業</b></p> <p>(1) 農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業</p> <p>本県の平野部では、都市化による雨水流出量の増加、近年の集中豪雨、また、新潟平野では地盤沈下による排水機能の低下等に起因して農用地の湛水被害が生じている。</p>	<p>一方、中山間地域では、ため池の整備や地すべり対策等を推進し、災害による農用地の荒廃を防止する。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度による農業生産活動の維持と併せて、地形条件に即したきめ細かな農業生産基盤整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、担い手を確保していくことで農用地の保全に努める。</p> <p>オ 佐渡農業地帯</p> <p>本地帯は、国仲平野と中山間地域に大別される。国仲平野は区画整備が進み農業生産基盤も整いつつある。一方、中山間地域では、農業生産基盤の整備も進みつつあるが未整備地も多く、過疎化による担い手不足や耕作不利な地形的条件から農用地の荒廃が進んでいる。</p> <p>平野部では、大区画を中心としたほ場整備等により、効率的な農業を営むための基礎条件を整備し、営農の維持を通して農用地の保全に努める。</p> <p>中山間地域では、ため池の整備や地すべり対策等を推進し、災害による農用地の荒廃を防止する。</p> <p>また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度による農業生産活動の維持と併せて、地形条件に即したきめ細かな農業生産基盤整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、担い手を確保していくことで農用地の保全に努める。</p> <p><b>2 農用地等の保全のための事業</b></p> <p>(1) 農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業</p> <p>本県の平野部では、都市化による雨水流出量の増加、近年の集中豪雨、また、新潟平野では地盤沈下による排水機能の低下等に起因して農用地の湛水被害が生じている。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>その対策として、地盤沈下区域では地盤沈下対策事業により用排水施設の機能回復を図る。また、湛水被害が頻発している地域もしくは発生のおそれのある地域では、湛水防除事業等により排水機場等を新設・改修し、排水機能の向上を図る。</p> <p>中山間地域には、地質的要因により地すべりが発生しやすい地すべり地帯が多く存在し、それらの地域では農用地の荒廃を防止するため、地すべり対策事業等を進める。また、老朽化や地震、豪雨による災害のおそれのある<u>農業用ため池や</u>用排水施設の整備を行い、農地や農業用施設等の災害の未然防止を図るため、ため池等整備事業により防止対策を行う。</p> <p>(2) 荒廃農地の発生防止と解消</p> <p>本県の中山間地域は、<u>不整形なほ場、未整備の用排水路や農道、及び過疎化による担い手不足等に起因し農用地の荒廃が進んでいる。</u></p> <p>このため、<u>中山間地域農業農村総合整備事業や農地環境整備事業等により等高線区画の採用や法面の管理用の小段の設置等の地形条件に応じた生産基盤整備を促進し、荒廃農地の発生防止に努めるとともに担い手の確保を図り、耕作放棄対策推進事業等により荒廃農地の解消を図る。</u></p> <p>3 農用地等の保全のための活動</p> <p>(1) 荒廃農地の適切な保全管理の支援</p> <p>農地法に定められた遊休農地に関する措置が適切に実施されるよう必要な助言等を行うとともに、遊休農地の有効利用を図るための施策及び情報提供等を行い、荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組を強化する。</p>	<p>その対策として、地盤沈下区域では地盤沈下対策事業により用排水施設の機能回復を図る。また、湛水被害が頻発している地域もしくは発生のおそれのある地域では、湛水防除事業等により排水機場等を新設・改修し、排水機能の向上を図る。</p> <p>中山間地域には、地質的要因により地すべりが発生しやすい地すべり地帯が多く存在し、それらの地域では農用地の荒廃を防止するため、地すべり対策事業等を進める。また、老朽化や地震、豪雨による災害のおそれのある用排水施設の整備を行い、農地や農業用施設等の災害の未然防止を図るため、<u>ため池等整備事業等</u>により防止対策を行う。</p> <p>(2) 荒廃農地の発生防止と解消</p> <p>本県の中山間地域は、<u>人口減少や高齢化による農業者の減少により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。</u></p> <p>このため、<u>地域計画に基づく農業の担い手への農地利用の集積・集約化と併せ、地域の条件に応じた生産基盤整備を促進するとともに、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援及び遊休農地解消対策事業により、荒廃農地の発生防止と解消を図る。</u></p> <p>3 農用地等の保全のための活動</p> <p>(1) 荒廃農地の適切な保全管理の支援</p> <p>農地法に定められた遊休農地に関する措置が適切に実施されるよう必要な助言等を行うとともに、遊休農地の有効利用を図るための施策及び情報提供等を行い、荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組を強化する。</p> <p><u>また、農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上</u></p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>(2) 担い手への<u>利用集積</u>の促進  <u>経営体等への農地集積</u>を促進するため、農地中間管理機構の活動の強化を図るとともに、農業委員会等と連携した<u>農地集積</u>活動などを進める。</p> <p>さらに、市町村ごとの農地集積目標の達成や農地集積関連助成制度の活用、ほ場整備を契機とした計画的な土地利用などにより、<u>経営体等に一定のまとまりをもって農地を集積</u>するようにするなど、土地利用の質的な向上を促進する。</p> <p>なお、<u>主として中山間地域等条件不利地域で、経営体の確保・育成が難しい地域にあっては、集落の話し合いを基に、地域ぐるみの営農体制の確立を推進することとし、兼業農家や高齢農家等が参画する集落営農組織や地域農業担い手公社などの育成を推進し、地域条件に即した担い手の確保と農地の利用集積を促進する。</u></p> <p><u>また、集落に農地の受け手がいない地域においては、集落間での連携や地域農業担い手公社の活用、さらにはNPO等と連携したプロジェクト活動を進め、荒廃農地の発生防止を図る。</u></p> <p>(3) 集落協定に基づく棚田等の持続的な保全活動                  中山間地域等直接支払制度を活用して、集落の合意に基づく持続的な営農体制を整備するとともに、地域の条件に応じた農業生産基盤の</p>	<p><u>の利用が困難である農地については、粗放的利用等による保全等を検討する。</u></p> <p>(2) 担い手への<u>集積・集約化</u>の促進  <u>地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化</u>を促進するため、農地中間管理機構の活動の強化を図るとともに、農業委員会等と連携した<u>農地の集積・集約化</u>活動などを進める。</p> <p>さらに、市町村ごとの農地集積目標の達成や農地集積関連助成制度の活用、ほ場整備を契機とした計画的な土地利用などにより、<u>地域計画に位置付けられた担い手に農地を集約</u>するようにするなど、土地利用の質的な向上を促進する。</p> <p>なお、<u>主として中山間地域等条件不利地域で、経営体の確保・育成などによる担い手への農地の集積が難しい地域にあっては、県、市町村及び関係機関・団体が連携して、集落の話し合いを基に、多様な主体の参画・協働による持続可能な地域づくりを推進することとし、兼業農家や高齢農家等も役割を發揮できる集落営農組織や、新たな人材や農地の受け皿となる農業法人などの育成を推進するとともに、先端技術等を活用した作業受託や、地域資源（農地、景観、森林等）を活かして他産業と連携したコミュニティビジネスの創出などを進める。</u></p> <p><u>また、このような努力にもかかわらず、集落に農地所有適格法人等の農地の受け手がいないなどの理由で耕作放棄が懸念される地域においては、市町村と連携して、農地所有適格法人以外の法人の参入も選択肢に入れるなど、多様な担い手の確保と農地の利用集積を推進することとする。</u></p> <p>(3) 集落協定に基づく棚田等の持続的な保全活動                  中山間地域等直接支払制度を活用して、集落の合意に基づく持続的な営農体制を整備するとともに、地域の条件に応じた農業生産基盤の</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>整備を図り、農地の利用を促進する。</p> <p>また、中山間地域の棚田を維持・保全していくため、<u>地域の住民と都市住民が連携した保全活動</u>を促進する。</p>	<p>整備を図り、農地の利用を促進する。</p> <p>また、中山間地域の棚田を維持・保全していくため、<u>多様な地域資源を活かした関係人口の拡大に向けた取組</u>を促進する。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項</p> <p>1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する方向</p> <p>(1) 農地の利用集積の推進</p> <p>本県の農業は<u>自然条件等から</u>稲作を中心とした土地利用型農業が基幹であり、農業経営の組織化・複合化の推進とともに、中核となる認定農業者等意欲ある担い手への<u>農用地利用集積</u>による経営規模の拡大及び<u>規模拡大を通じての</u>コスト低減が重要な課題である。</p> <p><u>このため、「新潟県農林水産業施策推進計画（平成30年3月策定）」等に基づき、</u>地域の実態に即して担い手を確保し<u>農地集積</u>する取組を積極的に推進する。</p> <p>具体的には、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）により、各種農地流動化施策を積極的に活用しながら農作業の受委託を含めた幅広い形での農用地の流動化を促進する。</p> <p>(2) 農地の効率的な利用の促進</p> <p>作付地の集団化、不作付地の解消等の農用地の高度利用、農作業・機械利用の共同化等農作業の効率化、耕種農家と畜産農家の連携等による地力の維持増進等を併せて促進し、生産性の高い農業の育成を図る。</p> <p>2 農業地帯別の構想</p> <p>(1) 下越農業地帯</p> <p>本地帯は、県内において最も都市化・工業化の傾向が著しく、地価</p>	<p>第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項</p> <p>1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する方向</p> <p>(1) 農地の集積・集約化の推進</p> <p>本県の農業は稲作を中心とした土地利用型農業が基幹であり、農業経営の組織化・複合化の推進とともに、中核となる認定農業者等意欲ある担い手への<u>農地の集積・集約化</u>による経営規模の拡大及び<u>効率化による</u>コスト低減が重要な課題である<u>ことから、</u>地域の実態に即して担い手を確保し<u>農地を集積・集約化</u>する取組を積極的に推進する。</p> <p>具体的には、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）により、各種農地流動化施策を積極的に活用しながら農作業の受委託を含めた幅広い形での農用地の流動化を促進する。</p> <p>(2) 農地の効率的な利用の促進</p> <p>作付地の集団化、不作付地の解消等の農用地の高度利用、農作業・機械利用の共同化等農作業の効率化、耕種農家と畜産農家の連携等による地力の維持増進等を併せて促進し、生産性の高い農業の育成を図る。</p> <p>2 農業地帯別の構想</p> <p>(1) 下越農業地帯</p> <p>本地帯は、県内において最も都市化・工業化の傾向が著しく、地価</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>及び労賃水準が高く、かつ、農地の流動化が進展し、農業経営規模も比較的大きい。したがって、今後発展が予想される営農形態は都市近郊という立地条件や砂丘及び平坦な水田地帯が多い等の自然条件を考慮し、稲作を基幹としながら麦、大豆や非主食用米（<u>飼料用米や加工用米</u>等の主食以外の用途に供する米）、露地園芸を含めた水田の高度利用を推進するとともに、施設園芸、畜産等の資本集約型作目を組み合わせた複合経営に誘導する。</p> <p>(2) 中越農業地帯 本地帯は、県内において代表的な内陸工業地帯であるが、農地の流動化は一部の市町村を除いて停滞傾向となっている。 しかし、地域の自然条件等に応じて地域特産物の育成、産地化に成功している事例もあることから今後発展が予想される営農形態として、平坦地帯から山間地帯までの幅広い自然条件を生かしつつ稲作を基幹としながら麦、大豆や非主食用米、露地園芸を含めた水田の高度利用を推進するとともに、施設園芸、畜産等の資本集約型作目を組み合わせた複合経営に誘導する。</p> <p>(3) 魚沼農業地帯 本地帯は、県内において代表的な豪雪地帯であり、土地利用率が低い、一部地域で近年農地の<u>条件整備</u>が進み、農地の流動化が活発となった。今後発展が予想される営農形態として、稲作を基幹としながら、そば、大豆や非主食用米、露地園芸を含めた水田の高度利用を推進するとともに、施設園芸、畜産等の資本集約型作目を組み合わせた複合経営に誘導する。</p> <p>(4) 上越農業地帯 本地帯の独特の用水慣行を有する平坦水田では、近年農地の<u>条件整</u></p>	<p>及び労賃水準が高く、かつ、農地の流動化が進展し、農業経営規模も比較的大きい。したがって、今後発展が予想される営農形態は都市近郊という立地条件や砂丘及び平坦な水田地帯が多い等の自然条件を考慮し、稲作を基幹としながら麦、大豆や非主食用米（<u>加工用米や新市場開拓用米（輸出用米）</u>等の主食以外の用途に供する米）、露地園芸を含めた水田の高度利用を推進するとともに、施設園芸、畜産等の資本集約型作目を組み合わせた複合経営に誘導する。</p> <p>(2) 中越農業地帯 本地帯は、県内において代表的な内陸工業地帯であるが、農地の流動化は一部の市町村を除いて停滞傾向となっている。 しかし、地域の自然条件等に応じて地域特産物の育成、産地化に成功している事例もあることから今後発展が予想される営農形態として、平坦地帯から山間地帯までの幅広い自然条件を生かしつつ稲作を基幹としながら麦、大豆や非主食用米、露地園芸を含めた水田の高度利用を推進するとともに、施設園芸、畜産等の資本集約型作目を組み合わせた複合経営に誘導する。</p> <p>(3) 魚沼農業地帯 本地帯は、県内において代表的な豪雪地帯であり、土地利用率が低い、一部地域で近年農地の<u>基盤整備</u>が進み、農地の流動化が活発となった。今後発展が予想される営農形態として、稲作を基幹としながら、そば、大豆や非主食用米、露地園芸を含めた水田の高度利用を推進するとともに、施設園芸、畜産等の資本集約型作目を組み合わせた複合経営に誘導する。</p> <p>(4) 上越農業地帯 本地帯の独特の用水慣行を有する平坦水田では、近年農地の<u>基盤整</u></p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）																																																
<p><u>備</u>に伴い農地の流動化が活発となっている。</p> <p>また、中山間地域では、<u>天水に頼る階段状農地が多く</u>、農業生産基盤整備は遅れ気味である。</p> <p>したがって、今後発展が予想される営農形態としては、稲作を基幹としながら麦・大豆・そばや非主食用米、露地園芸を含めた水田の高度利用を推進するとともに、施設園芸、畜産等の資本集約型作目を組み合わせた複合経営に誘導する。</p> <p>(5) 佐渡農業地帯</p> <p>本地帯は、離島という立地条件にあり、産業として農業・水産業・観光が中心を占めている。水利条件に恵まれていないが、農地の生産基盤整備は進んできており、地域の条件を生かした園芸や畜産等の作目を組み合わせた複合経営に誘導する。</p> <p>以上を踏まえ、主要な営農類型を例示すると次のとおりである。</p>	<p><u>備</u>に伴い農地の流動化が活発となっている。</p> <p>また、中山間地域では、<u>降雨や雪解け水に頼る棚田、いわゆる「天水田」が県内の中では多く分布し</u>、農業生産基盤の整備は遅れ気味である。</p> <p>したがって、今後発展が予想される営農形態としては、稲作を基幹としながら麦・大豆・そばや非主食用米、露地園芸を含めた水田の高度利用を推進するとともに、施設園芸、畜産等の資本集約型作目を組み合わせた複合経営に誘導する。</p> <p>(5) 佐渡農業地帯</p> <p>本地帯は、離島という立地条件にあり、産業として農業・水産業・観光が中心を占めている。水利条件に恵まれていないが、農地の生産基盤整備は進んできており、地域の条件を生かした園芸や畜産等の作目を組み合わせた複合経営に誘導する。</p> <p>以上を踏まえ、主要な営農類型を例示すると次のとおりである。</p>																																																
<p>●経営体モデル経営指標</p> <p>「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」</p>	<p>●経営体モデル経営指標</p> <p>「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>モデル型の名称</th> <th>営農形態</th> <th>地域区分</th> <th>経営規模</th> <th>従事者 (人)</th> <th>目標所得 (万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平場施設野菜複合型</td> <td>個別経営体</td> <td>平場</td> <td>主食用米・加工用米 16.5ha 施設野菜類0.8ha</td> <td>2.0</td> <td>805</td> </tr> <tr> <td>平場露地野菜複合型</td> <td>個別経営体</td> <td>平場</td> <td>主食用米・加工用米 15.0ha</td> <td>2.0</td> <td>823</td> </tr> </tbody> </table>	モデル型の名称	営農形態	地域区分	経営規模	従事者 (人)	目標所得 (万円)	平場施設野菜複合型	個別経営体	平場	主食用米・加工用米 16.5ha 施設野菜類0.8ha	2.0	805	平場露地野菜複合型	個別経営体	平場	主食用米・加工用米 15.0ha	2.0	823	<table border="1"> <thead> <tr> <th>モデル型の名称</th> <th>営農形態</th> <th>地域区分</th> <th>経営規模</th> <th>従事者 (人)</th> <th>目標所得 (万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平場水稲単一型</td> <td>個別経営体</td> <td>平場</td> <td>主食用米・加工用米 20ha</td> <td>2.0</td> <td>844</td> </tr> <tr> <td>平場果樹単一型</td> <td>個別経営体</td> <td>平場</td> <td>果樹1.5ha</td> <td>2.0</td> <td>808</td> </tr> <tr> <td>平場花き単一型</td> <td>個別経営体</td> <td>平場</td> <td>切り花0.7ha</td> <td>2.0</td> <td>805</td> </tr> <tr> <td>平場野菜単一型</td> <td>個別経営体</td> <td>平場</td> <td>野菜類7.0ha</td> <td>3.0</td> <td>1,277</td> </tr> </tbody> </table>	モデル型の名称	営農形態	地域区分	経営規模	従事者 (人)	目標所得 (万円)	平場水稲単一型	個別経営体	平場	主食用米・加工用米 20ha	2.0	844	平場果樹単一型	個別経営体	平場	果樹1.5ha	2.0	808	平場花き単一型	個別経営体	平場	切り花0.7ha	2.0	805	平場野菜単一型	個別経営体	平場	野菜類7.0ha	3.0	1,277
モデル型の名称	営農形態	地域区分	経営規模	従事者 (人)	目標所得 (万円)																																												
平場施設野菜複合型	個別経営体	平場	主食用米・加工用米 16.5ha 施設野菜類0.8ha	2.0	805																																												
平場露地野菜複合型	個別経営体	平場	主食用米・加工用米 15.0ha	2.0	823																																												
モデル型の名称	営農形態	地域区分	経営規模	従事者 (人)	目標所得 (万円)																																												
平場水稲単一型	個別経営体	平場	主食用米・加工用米 20ha	2.0	844																																												
平場果樹単一型	個別経営体	平場	果樹1.5ha	2.0	808																																												
平場花き単一型	個別経営体	平場	切り花0.7ha	2.0	805																																												
平場野菜単一型	個別経営体	平場	野菜類7.0ha	3.0	1,277																																												

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行						変更 (案)					
			露地野菜類 3.0ha			中山間地水稲単一型	個別経営体	中山間	主食用米・加工用米 15.0ha	2.0	803
平場露地野菜複合型	個別経営体	平場	主食用米・加工用米 15.0ha 露地野菜類 1.3ha	2.0	809	中山間地花き複合型	個別経営体	中山間	主食用米・加工用米 12.0 ha ユリ切り花0.8ha 山菜0.2ha	2.0	870
平場果樹単一型	個別経営体	平場	果樹 1.1ha	2.0	808	全域施設野菜複合型	個別経営体	全域	主食用米・加工用米 16.0ha 越後姫0.2ha	2.0	975
平場花き単一型	個別経営体	平場	切り花 0.7ha	2.0	801	全域露地野菜複合型	個別経営体	全域	主食用米・加工用米 16.0ha 露地野菜類 1.3ha	2.0	845
中山間地土地利用型	個別経営体	中山間	主食用米 12.0ha	2.0	819	平場露地野菜複合型	個別経営体	平場	主食用米・加工用米 16ha 露地野菜類 1.6ha	2.0	923
中山間地花き複合型	個別経営体	中山間	主食用米 6.0 ha ユリ切り花 0.8ha 山菜 0.2ha	2.0	806	全域肉用牛単一型	個別経営体	全域	肉用牛 200 頭	3.0	1,275
全域施設野菜複合型	個別経営体	全域	主食用米・加工用米 7.0ha 越後姫 0.4ha	2.0	811	全域養豚単一型	個別経営体	全域	養豚 140 頭	3.0	1,211
全域肉用牛複合型	個別経営体	全域	主食用米・加工用米 7.0ha 肉用牛 100 頭	2.0	914	全域酪農単一型	個別経営体	全域	酪農 60 頭	2.0	877
全域養豚単一型	個別経営体	全域	養豚 140 頭	3.0	1,279	平場土地利用型	組織経営体	平場	主食用米・加工用米 80ha 大豆 20ha	8.0	3,272
全域酪農単一型	個別経営体	全域	酪農 60 頭	2.0	893	平場土地利用(水稲+加工野菜)型	組織経営体	平場	主食用米・加工用米 40ha 加工野菜 20ha	5.0	2,025
平場土地利用型	組織経営体	平場	主食用米・加工用米 80ha 大豆 20ha	8.0	3,272	中山間地域土地利用(水稲+そば)型	組織経営体	中山間	主食用米・加工用米 33ha そば 8ha	6.0	2,520
平場土地利用(水稲+加工野菜)型	組織経営体	平場	主食用米・加工用米 40ha 加工野菜 20ha	5.0	2,025	中山間地域複合(水	組織経営体	中山間	主食用米・加工用米	6.0	2,514
中山間地域土地利用(水稲+そば)型	組織経営体	中山間	主食用米・加工用米 33ha そば 8ha	6.0	2,520	平場水稲単一型	組織経営体	平場	主食用米・加工用米 80ha WCS 20ha	10.0	4,070
中山間地域複合(水	組織経営体	中山間	主食用米・加工用米	6.0	2,514	平場土地利用(水稲+大豆・小麦)型	組織経営体	平場	主食用米 60ha WCS10ha 大豆 20ha 小麦 10ha	8.0	3,448
						平場土地利用(水稲+加工野菜)型	組織経営体	平場	主食用米・加工用米 40ha 加工野菜 24ha	8.0	3,776
						中山間地域土地利用	組織経営体	中山間	主食用米・加工用米	7.0	2,933

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行						変更 (案)					
<u>稲+農家レストラン・直売所型</u>			<u>33ha</u> <u>レストラン・直売所1</u> <u>か所</u>			<u>用(水稲+そば)型</u>			<u>40ha</u> <u>そば 8ha</u>		
<u>中山間地域複合(水稲+農産加工)型</u>	<u>組織経営体</u>	<u>中山間</u>	<u>主食用米・加工用米</u> <u>33ha</u> <u>もち加工所1か所</u>	<u>5.0</u>	<u>2,060</u>	<u>中山間地域複合(水稲+農産加工)型</u>	<u>組織経営体</u>	<u>中山間</u>	<u>主食用米・加工用米</u> <u>36ha</u> <u>もち加工所1か所</u>	<u>7.0</u>	<u>2,850</u>
<u>全域複合(水稲+施設野菜)型</u>	<u>組織経営体</u>	<u>全域</u>	<u>主食用米・加工用米</u> <u>34ha</u> <u>施設野菜0.8ha</u>	<u>5.0</u>	<u>2,035</u>	<u>全域複合(水稲+施設野菜)型</u>	<u>組織経営体</u>	<u>全域</u>	<u>主食用米・加工用米</u> <u>40ha</u> <u>施設野菜0.4ha</u>	<u>6.0</u>	<u>2,628</u>
<u>全域複合(水稲+露地野菜)型</u>	<u>組織経営体</u>	<u>全域</u>	<u>主食用米・加工用米</u> <u>34ha</u> <u>露地野菜 7.0ha</u>	<u>5.0</u>	<u>2,000</u>	<u>全域複合(水稲+露地野菜)型</u>	<u>組織経営体</u>	<u>全域</u>	<u>主食用米・加工用米</u> <u>40ha</u> <u>露地野菜 7.0ha</u>	<u>6.0</u>	<u>2,694</u>
<u>全域園芸単一型(観光果樹園)</u>	<u>組織経営体</u>	<u>全域</u>	<u>果樹 2.1ha</u>	<u>4.0</u>	<u>1,768</u>						

資料：「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(令和3年3月 新潟県)

資料：「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(令和7年3月 新潟県)

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p style="text-align: center;"><b>第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項</b></p> <p>農用地の計画的な利用及び土地基盤の整備とあいまって、農業生産の<u>組織化</u>、稲作単作から複合経営への転換、<u>高性能な農業機械</u>の導入、乾燥調製施設や育苗センター等の地域基幹施設の<u>計画的配置及びその整備</u>を図る<u>一方</u>、環境保全型農業の推進、農産物の広域流通や地域内流通の促進、食品産業との連携による農産物の流通販売強化など、消費者ニーズに即した生産拡大と新たな生産・流通・販売体制の整備を進める。</p> <p><b>1 農業地帯別及び重点作物別の構想</b></p> <p>(1) 下越農業地帯</p> <p>ア 米</p> <p>ほ場整備等の実施により農業生産基盤を整備し、<u>地域合意</u>に基づく担い手への<u>農地集積</u>や作業受託の促進、生産の組織化等による機械・施設の有効利用や品種の組み合わせによる作期幅の拡大とリスク分散、直播栽培や<u>ICT等の省力化技術の導入などによりコスト低減を図る</u>とともに高品質・良食味米や多収穫米生産を図るための機械化体系や施設の導入を図る。また、農業協同組合の<u>広域化を踏まえ</u>、必要に応じて広域的な大規模乾燥調製・貯蔵施設や流通合理化施設等<u>を設置する。</u></p> <p>イ 大豆</p> <p>土地利用型複合経営の主要作物として<u>位置づけ</u>水田複合生産組織や大規模稲作経営体を中心に生産の組織化や大豆作付けほ場の団地化を進め、<u>収量・品質の高位安定化を図るための機械化体系を整備するとともに、乾燥調製施設等を生産規模に即して広域的・計画的に整備する。</u></p> <p>ウ 麦</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項</b></p> <p>農用地の計画的な利用及び土地基盤の整備とあいまって、農業生産の<u>組織化・法人化</u>、稲作単作から複合経営への転換、<u>スマート農業機械</u>の導入、乾燥調製施設や育苗センター等の地域基幹施設の<u>計画的な整備・再編</u>を図る。<u>また</u>、環境保全型農業の推進、農産物の広域流通や地域内流通の促進、食品産業との連携による農産物の流通販売強化など、消費者ニーズに即した生産拡大と新たな生産・流通・販売体制の整備を進める。</p> <p><b>1 農業地帯別及び重点作物別の構想</b></p> <p>(1) 下越農業地帯</p> <p>ア 米</p> <p>ほ場整備等の実施により農業生産基盤を整備し、<u>地域計画</u>に基づく担い手への<u>農地の集積・集約化</u>や作業受託の促進、生産の組織化等による機械・施設の有効利用や品種の組み合わせによる作期幅の拡大とリスク分散、直播栽培や<u>スマート農業技術の導入などにより省力化・コスト低減を図る</u>とともに高品質・良食味米や多収穫米生産を図るための機械化体系や施設の導入を図る。また、農業協同組合の<u>広域化や共同利用施設の老朽化等を踏まえ</u>、必要に応じて広域的な大規模乾燥調製・貯蔵施設や流通合理化施設等<u>の整備・機能向上や再編集約・合理化を推進する。</u></p> <p>イ 大豆</p> <p>土地利用型複合経営の主要作物として<u>位置付け</u>、水田複合生産組織や大規模稲作経営体を中心に生産の組織化や大豆作付けほ場の団地化を進める。<u>また、収量・品質の高位安定化を図るための機械化体系や、生産規模に即した乾燥調製施設等の広域的・計画的な整備を推進する。</u></p> <p>ウ 麦</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更 (案)
<p>平坦地において、組織化等により、効率的な集团的・組織的栽培を推進することとし、<u>収量・品質の高位安定化を図るための機械化体系や共同利用施設を利用規模に即して整備する。</u></p> <p>エ 園芸 ハウスの導入や機械化を進めることで、生産性の向上や作業効率を高めるとともに、共同育苗施設や共同集出荷施設等の<u>整備により</u>、<u>J A等が作業の一部を請け負うこと</u>で農業者の作業負担を軽減し、園芸を導入・拡大しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>オ 畜産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳用牛 県内乳業処理量に見合う生乳生産量の維持に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の確保等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 肉用牛 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の拡大等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 豚・鶏 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 水田を活用した飼料生産 多様な米づくりの一つとして、稲WCSや飼料用米の生産・利用の拡大を図るため、地域の実情に応じ、飼料の製造・調整・保管・流通施設等の整備を促進する。</li> </ul> <p>(2) 中越農業地帯 ア 米</p>	<p>平坦地において、<u>収量・品質の高位安定化を図るため、利用規模に即した機械化体系や共同利用施設を整備し</u>、組織化等による効率的な集团的・組織的栽培を推進する。</p> <p>エ 園芸 ハウスの導入や機械化を進めることで、生産性の向上や作業効率を高めるとともに、共同育苗施設や共同集出荷施設等の<u>整備・機能向上や再編集約・合理化により</u>、農業者の作業負担を軽減し、園芸を導入・拡大しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>オ 畜産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳用牛 県内乳業処理量に見合う生乳生産量の維持に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の確保等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 肉用牛 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の拡大等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 豚・鶏 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 水田を活用した飼料生産 多様な米づくりの一つとして、稲WCSや飼料用米の生産・利用の拡大を図るため、地域の実情に応じ、飼料の製造・調整・保管・流通施設等の整備を促進する。</li> </ul> <p>(2) 中越農業地帯 ア 米</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>ほ場整備等の実施により農業生産基盤を整備し、<u>地域合意</u>に基づく担い手への<u>農地集積</u>や作業委託の促進、本格的生産に向けた大豆等との機械・施設の有効利用や品種の組み合わせによる作期幅の拡大とリスク分散、直播栽培や<u>ICT等の省力化技術の導入などによりコスト低減を図る</u>とともに高品質・良食味米や多収穫米生産を図るための機械化体系や施設の導入を図る。また、農業協同組合の<u>広域化を踏まえ</u>、必要に応じて広域的な大規模乾燥調製・貯蔵施設や流通合理化施設等を<u>設置する</u>。</p> <p>イ 大豆 土地利用型複合経営の主要作物として<u>位置づけ</u>、水田複合生産組織や大規模稲作経営体を中心に生産の組織化や大豆作付けほ場の団地化を進め、<u>収量・品質の高位安定化を図るための機械化体系を整備するとともに、乾燥調製施設等を生産規模に即して広域的・計画的に整備する</u>。</p> <p>ウ 麦 平坦地において、組織化等により、効率的な集团的・組織的栽培を實踐しており今後とも高品質安定生産を推進することとし、<u>このための高性能な機械や共同利用施設を利用規模に即して整備する</u>。</p> <p>エ 園芸 ハウスの導入や機械化を進めることで、生産性の向上や作業効率を高めるとともに、共同育苗施設や共同集出荷施設等の<u>整備により、JA等が作業の一部を請け負うこと</u>で農業者の作業負担を軽減し、園芸を導入・拡大しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>オ 畜産 ○ 乳用牛 県内乳業処理量に見合う生乳生産量の維持に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、</p>	<p>ほ場整備等の実施により農業生産基盤を整備し、<u>地域計画</u>に基づく担い手への<u>農地の集積・集約化</u>や作業委託の促進、本格的生産に向けた大豆等との機械・施設の有効利用や品種の組み合わせによる作期幅の拡大とリスク分散、直播栽培や<u>スマート農業技術の導入などにより省力化・コスト低減を図る</u>とともに高品質・良食味米や多収穫米生産を図るための機械化体系や施設の導入を図る。また、農業協同組合の<u>広域化や共同利用施設の老朽化等を踏まえ</u>、必要に応じて広域的な大規模乾燥調製・貯蔵施設や流通合理化施設等の<u>整備・機能向上や再編集約・合理化を推進する</u>。</p> <p>イ 大豆 土地利用型複合経営の主要作物として<u>位置付け</u>、水田複合生産組織や大規模稲作経営体を中心に生産の組織化や大豆作付けほ場の団地化を進める。また、<u>収量・品質の高位安定化を図るための機械化体系や、生産規模に即した乾燥調製施設等の広域的・計画的な整備を推進する</u>。</p> <p>ウ 麦 平坦地において、<u>収量・品質の高位安定化を図るため、利用規模に即した機械化体系や共同利用施設を整備し、組織化等による</u>効率的な集团的・組織的栽培を推進する。</p> <p>エ 園芸 ハウスの導入や機械化を進めることで、生産性の向上や作業効率を高めるとともに、共同育苗施設や共同集出荷施設等の<u>整備・機能向上や再編集約・合理化により</u>、農業者の作業負担を軽減し、園芸を導入・拡大しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>オ 畜産 ○ 乳用牛 県内乳業処理量に見合う生乳生産量の維持に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更 (案)
<p>飼料生産基盤の確保等を図るための施設整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 肉用牛 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の拡大等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 豚・鶏 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 水田を活用した飼料生産 多様な米づくりの一つとして、稲WCSや飼料用米の生産・利用の拡大を図るため、地域の実情に応じ、飼料の製造・調整・保管・流通施設等の整備を促進する。</li> </ul> <p>(3) 魚沼農業地帯</p> <p>ア 米 日本一高い評価を受けている地帯であり、今後とも高品質・良食味米生産を基本に、品種の組み合わせによる作期幅の拡大とリスク分散を推進するとともに、コスト低減を図るため、<u>ICT等の省力化技術の導入や、地域合意</u>に基づく生産の組織化や業務用・加工用等の多収穫米生産を進め、規模に応じた機械化体系の導入を推進する。また、必要に応じて<u>大型乾燥調製施設など基幹施設の整備や評価を生かした流通合理化施設、精米施設等を広域的に設置する。</u></p> <p>イ そば 「そば処」として知られている地帯で、以前からそば作りが盛んな地域であることから今後は高性能な機械化一貫体系を確立し、高品質・低コストの生産を推進し、「地産地消」の実現に向けて生産・流通体制を整備する。このため、そば独自の乾燥方法に対応した施</p>	<p>飼料生産基盤の確保等を図るための施設整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 肉用牛 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の拡大等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 豚・鶏 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 水田を活用した飼料生産 多様な米づくりの一つとして、稲WCSや飼料用米の生産・利用の拡大を図るため、地域の実情に応じ、飼料の製造・調整・保管・流通施設等の整備を促進する。</li> </ul> <p>(3) 魚沼農業地帯</p> <p>ア 米 日本一高い評価を受けている地帯であり、今後とも高品質・良食味米生産を基本に、品種の組み合わせによる作期幅の拡大とリスク分散を推進するとともに、コスト低減を図るため、<u>スマート農業技術の導入などによる省力化や、地域計画</u>に基づく生産の組織化や業務用・加工用等の多収穫米生産を進め、規模に応じた機械化体系の導入を推進する。また、必要に応じて<u>大型乾燥調製・貯蔵施設等の整備・機能向上や再編集約・合理化を推進する。</u></p> <p>イ そば 「そば処」として知られている地帯で、以前からそば作りが盛んな地域であることから今後は高性能な機械化一貫体系を確立し、高品質・低コストの生産を推進し、「地産地消」の実現に向けて生産・流通体制を整備する。このため、そば独自の乾燥方法に対応した施</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>設や加工施設を体制整備に応じて計画的に設置する。</p> <p>ウ 大豆 土地利用型複合経営の主要作物として<u>位置づけ</u>、水田複合生産組織や大規模稲作経営体を中心に生産の組織化や大豆作付けほ場の団地化を進め、<u>収量・品質の高位安定化を図るための機械化体系を整備するとともに、乾燥調製施設等を生産規模に即して広域的・計画的に整備する。</u></p> <p>エ 園芸 ハウスの導入や機械化を進めることで、生産性の向上や作業効率を高めるとともに、共同育苗施設や共同集出荷施設等の<u>整備により</u>、<u>JA等が作業の一部を請け負うことで</u>農業者の作業負担を軽減し、園芸を導入・拡大しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>オ 畜産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳用牛 県内乳業処理量に見合う生乳生産量の維持に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の確保等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 肉用牛 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の拡大等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 豚 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 水田を活用した飼料生産 多様な米づくりの一つとして、稲WCSや飼料用米の生産・利用の拡大を図るため、地域の実情に応じ、飼料の製造・調整・保管・流通施設等の整備を促進する。</li> </ul>	<p>設や加工施設を体制整備に応じて計画的に設置する。</p> <p>ウ 大豆 土地利用型複合経営の主要作物として<u>位置付け</u>、水田複合生産組織や大規模稲作経営体を中心に生産の組織化や大豆作付けほ場の団地化を進める。<u>また、収量・品質の高位安定化を図るための機械化体系や、生産規模に即した乾燥調製施設等の広域的・計画的な整備を推進する。</u></p> <p>エ 園芸 ハウスの導入や機械化を進めることで、生産性の向上や作業効率を高めるとともに、共同育苗施設や共同集出荷施設等の<u>整備・機能向上や再編集約・合理化により</u>、農業者の作業負担を軽減し、園芸を導入・拡大しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>オ 畜産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳用牛 県内乳業処理量に見合う生乳生産量の維持に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の確保等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 肉用牛 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の拡大等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 豚 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 水田を活用した飼料生産 多様な米づくりの一つとして、稲WCSや飼料用米の生産・利用の拡大を図るため、地域の実情に応じ、飼料の製造・調整・保管・流通施設等の整備を促進する。</li> </ul>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>(4) 上越農業地帯</p> <p>ア 米</p> <p>ほ場整備等の実施により農業生産基盤を整備し、<u>地域合意</u>に基づく担い手への<u>農地集積</u>や作業受託の促進、本格的生産に向けた大豆等との機械・施設の有効利用や品種の組み合わせによる作期幅の拡大とリスク分散、直播栽培や<u>ICT等の省力化技術の導入などによりコスト低減を図る</u>とともに高品質・良食味米や多収穫米生産を図るための機械化体系や施設の導入を図る。なお、山間地域においては、狭あいな条件を克服して機械化一貫体系が可能な基盤整備を進めるとともに、地域条件を生かした「こだわり米」などの付加価値の高い生産・販売体制の整備を図る。また、農業協同組合の<u>広域化を踏まえ、必要に応じて広域的な大規模乾燥調製・貯蔵施設等を設置する。</u></p> <p>イ 大豆</p> <p>土地利用型複合経営の主要作物として<u>位置づけ</u>水田複合生産組織や大規模稲作経営体を中心に生産の組織化や大豆作付けほ場の団地化を進め、<u>収量・品質の高位安定化を図るための機械化体系を整備するとともに、乾燥調製施設等を生産規模に即して広域的・計画的に整備する。</u></p> <p>ウ 麦</p> <p>平坦地において、組織化等により効率的な集团的・組織的栽培を推進する<u>こととし、収量・品質の高位安定化を図るための機械化体系や共同利用施設を利用規模に即して整備する。</u></p> <p>エ そば</p> <p>山間地においては、玄そば販売だけでなく、加工によるそば販売等付加価値を付すことが重要であることから、生産のための機</p>	<p>(4) 上越農業地帯</p> <p>ア 米</p> <p>ほ場整備等の実施により農業生産基盤を整備し、<u>地域計画</u>に基づく担い手への<u>農地の集積・集約化</u>や作業受託の促進、本格的生産に向けた大豆等との機械・施設の有効利用や品種の組み合わせによる作期幅の拡大とリスク分散、直播栽培や<u>スマート農業技術の導入などにより省力化・コスト低減を図る</u>とともに高品質・良食味米や多収穫米生産を図るための機械化体系や施設の導入を図る。なお、山間地域においては、狭あいな条件を克服して機械化一貫体系が可能な基盤整備を進めるとともに、地域条件を生かした「こだわり米」などの付加価値の高い生産・販売体制の整備を図る。また、農業協同組合の<u>広域化や共同利用施設の老朽化等を踏まえ、必要に応じて広域的な大規模乾燥調製・貯蔵施設等の整備・機能向上または再編集約・合理化を推進する。</u></p> <p>イ 大豆</p> <p>土地利用型複合経営の主要作物として<u>位置付け、</u>水田複合生産組織や大規模稲作経営体を中心に生産の組織化や大豆作付けほ場の団地化を進める。<u>また、収量・品質の高位安定化を図るための機械化体系や、生産規模に即した乾燥調製施設等の広域的・計画的な整備を推進する。</u></p> <p>ウ 麦</p> <p>平坦地において、<u>収量・品質の高位安定化を図るため、利用規模に即した機械化体系や共同利用施設を整備し、</u>組織化等による効率的な集团的・組織的栽培を推進する。</p> <p>エ そば</p> <p>山間地においては、玄そば販売だけでなく、加工によるそば販売等付加価値を付すことが重要であることから、生産のための機</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>械・施設の整備とともに地域活性化に資する施設等を計画的に設置する。</p> <p>オ 園芸 ハウスの導入や機械化を進めることで、生産性の向上や作業効率を高めるとともに、共同育苗施設や共同集出荷施設等の<u>整備により</u>、<u>JA等が作業の一部を請け負うこと</u>で農業者の作業負担を軽減し、園芸を導入・拡大しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>カ 畜産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳用牛 県内乳業処理量に見合う生乳生産量の維持に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の確保等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 肉用牛 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の拡大等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ <u>豚・鶏</u> 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 水田を活用した飼料生産 多様な米づくりの一つとして、稲WCSや飼料用米の生産・利用の拡大を図るため、地域の実情に応じ、飼料の製造・調整・保管・流通施設等の整備を促進する。</li> </ul> <p>(5) 佐渡農業地帯</p> <p>ア 米 ほ場整備等の実施により農業生産基盤を整備し、<u>地域合意</u>に基づ</p>	<p>械・施設の整備とともに地域活性化に資する施設等を計画的に設置する。</p> <p>オ 園芸 ハウスの導入や機械化を進めることで、生産性の向上や作業効率を高めるとともに、共同育苗施設や共同集出荷施設等の<u>整備・機能向上や再編集約・合理化により</u>、農業者の作業負担を軽減し、園芸を導入・拡大しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>カ 畜産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳用牛 県内乳業処理量に見合う生乳生産量の維持に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の確保等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 肉用牛 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の拡大等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ <u>鶏</u> 生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上等を図るための施設整備を推進する。</li> <li>○ 水田を活用した飼料生産 多様な米づくりの一つとして、稲WCSや飼料用米の生産・利用の拡大を図るため、地域の実情に応じ、飼料の製造・調整・保管・流通施設等の整備を促進する。</li> </ul> <p>(5) 佐渡農業地帯</p> <p>ア 米 ほ場整備等の実施により農業生産基盤を整備し、<u>地域計画</u>に基づ</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>く 担い手への<u>農地集積・集約</u>や作業受託の促進、本格的生産に向けた大豆等との機械・施設の有効利用や品種の組み合わせによる作期幅の拡大とリスク分散、直播栽培や<u>ICT等の省力化技術の導入などによりコスト低減を図る</u>とともに高品質・良食味米や多収穫米生産を図るための機械化体系や施設の導入を図る。なお、山間地域においては、狭あいな条件を克服して機械化一貫体系が可能な基盤整備を進めるとともに、地域条件を生かした「こだわり米」などの付加価値の高い生産・販売体制の整備を図る。また、必要に応じて大規模乾燥調製・貯蔵施設等<u>を設置する。</u></p> <p>イ 大豆 土地利用型複合経営の主要作物として<u>位置づけ</u>水田複合生産組織を中心に生産の組織化や大豆作付けほ場の団地化を進め、<u>収量・品質の高位安定化を図るための機械化体系を整備するとともに、乾燥調製施設等を生産規模に即して計画的に整備する。</u></p> <p>ウ そば 山間地においては、玄そば販売だけではなく、加工により、そばの付加価値を高めて販売することが重要であることから、生産のための機械・施設の整備とともに地域活性化に資する施設等を計画的に設置する。</p> <p>エ 園芸 ハウスの導入や機械化を進めることで、生産性の向上や作業効率を高めるとともに、共同育苗施設や共同集出荷施設等の<u>整備により、JA等が作業の一部を請け負うことで</u>農業者の作業負担を軽減し、園芸を導入・拡大しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>オ 畜産 ○ 乳用牛 県内乳業処理量に見合う生乳生産量の維持に向けて、地域の</p>	<p>く 担い手への<u>農地の集積・集約化</u>や作業受託の促進、本格的生産に向けた大豆等との機械・施設の有効利用や品種の組み合わせによる作期幅の拡大とリスク分散、直播栽培や<u>スマート農業技術の導入などにより省力化・コスト低減を図る</u>とともに高品質・良食味米や多収穫米生産を図るための機械化体系や施設の導入を図る。なお、山間地域においては、狭あいな条件を克服して機械化一貫体系が可能な基盤整備を進めるとともに、地域条件を生かした「こだわり米」などの付加価値の高い生産・販売体制の整備を図る。また、必要に応じて大規模乾燥調製・貯蔵施設等<u>の整備・機能向上や再編集約・合理化を推進する。</u></p> <p>イ 大豆 土地利用型複合経営の主要作物として<u>位置付け</u>、水田複合生産組織を中心に生産の組織化や大豆作付けほ場の団地化を進める。<u>また、収量・品質の高位安定化を図るための機械化体系や、生産規模に即した乾燥調製施設等の計画的な整備を推進する。</u></p> <p>ウ そば 山間地においては、玄そば販売だけではなく、加工により、そばの付加価値を高めて販売することが重要であることから、生産のための機械・施設の整備とともに地域活性化に資する施設等を計画的に設置する。</p> <p>エ 園芸 ハウスの導入や機械化を進めることで、生産性の向上や作業効率を高めるとともに、共同育苗施設や共同集出荷施設等の<u>整備・機能向上や再編集約・合理化により</u>、農業者の作業負担を軽減し、園芸を導入・拡大しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>オ 畜産 ○ 乳用牛 県内乳業処理量に見合う生乳生産量の維持に向けて、地域の</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の確保等を図るための施設整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 肉用牛           <p>生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の拡大等を図るための施設整備を推進する。</p> </li> <li>○ 水田を活用した飼料生産           <p>多様な米づくりの一つとして、稲WCSや飼料用米の生産・利用の拡大を図るため、地域の実情に応じ、飼料の製造・調整・保管・流通施設等の整備を促進する。</p> </li> </ul> <p><b>2 広域整備の構想</b></p> <p>近年の社会経済事情の進展は、経済圏の広域化をもたらし、<u>農業面でも</u>農産物市場の拡大、<u>農産物取引</u>並びに加工施設の大規模化が進展するとともに、市町村の区域を超える<u>主産地</u>形成が進み、農業経済圏も広域化しつつある。</p> <p>今後は、更に<u>主産地</u>形成による農産物取引並びに加工施設の大規模化などにより、受益範囲が<u>数</u>市町村にまたがる農業施設の整備が必要となる。</p> <p>主な広域施設の整備の構想としては、次のようなものがあげられる。</p> <p>(1) 稲作生産等<u>近代化施設</u></p> <p><u>担い手への農地集積</u>による規模拡大や担い手の高齢化等に対応するため、広域的な共同育苗施設を<u>整備する。</u></p> <p>また、今後とも<u>米の生産基地</u>として全国的地位を確保し、均一で良質な新潟米を供給するため、品質、栽培管理を統一し、大規模乾燥調製・貯蔵施設を適正に配置するとともに、大豆、麦との汎用利用を促進する。</p>	<p>実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の確保等を図るための施設整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 肉用牛           <p>生産拡大に向けて、地域の実情に応じ、環境に配慮しながら規模拡大や生産性向上、飼料生産基盤の拡大等を図るための施設整備を推進する。</p> </li> <li>○ 水田を活用した飼料生産           <p>多様な米づくりの一つとして、稲WCSや飼料用米の生産・利用の拡大を図るため、地域の実情に応じ、飼料の製造・調整・保管・流通施設等の整備を促進する。</p> </li> </ul> <p><b>2 広域整備の構想</b></p> <p>近年の社会経済事情の進展は、経済圏の広域化をもたらし、<u>農業においても</u>農産物市場<u>及び取引規模の拡大</u>、加工施設の大規模化が進展するとともに、市町村の区域を超える<u>産地</u>形成が進み、農業経済圏も広域化しつつある。</p> <p>今後は、更なる<u>産地</u>形成による<u>取引規模の拡大</u>、<u>加工施設の大規模化</u>などにより、受益範囲が<u>複数</u>市町村にまたがる農業施設の整備が必要となる。</p> <p>主な広域施設の整備の構想としては、次のようなものがあげられる。</p> <p>(1) 稲作生産等<u>施設</u></p> <p><u>地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化</u>による規模拡大や担い手の高齢化等に対応するため、広域的な共同育苗施設の<u>整備や再編集約・合理化を推進する。</u></p> <p>また、今後とも<u>米の主要産地</u>として全国的地位を確保し、均一で良質な新潟米を供給するため、品質、栽培管理を統一し、大規模乾燥調製・貯蔵施設を適正に配置するとともに、大豆、麦との汎用利用を促進する。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>(2) 園芸生産・流通<u>近代化施設</u> 園芸の大規模産地の育成に向けて、広域的な共同育苗施設や共同集出荷施設、加工施設や卸売市場等、必要な施設の<u>整備</u>を推進する。</p> <p>(3) 畜産生産<u>近代化施設</u> 畜産経営の安定的拡大と生産の近代化を図るため、公共牧場等の諸施設について、地域性を考慮して、適正に配置する。</p> <p>(4) 畜産物流通<u>近代化施設</u> 安全で品質のよい畜産物の円滑な流通を図るため、HACCP方式に対応した畜産物の処理及び集出荷施設、家畜市場の近代化に必要な施設及び畜産物の高付加価値化を図るために必要な諸施設を地域性を考慮して、それぞれ適正に配置する。</p> <p>(5) 家畜排せつ物処理施設 たい肥の利活用の促進を図るため、たい肥センター等家畜排せつ物の共同処理利用施設を畜産経営体の立地条件等を考慮して、適正に配置する。</p> <p>(6) 農業系リサイクル処理施設 園芸、畜産等の生産に伴い発生する、農業系廃棄物の再利用を図るため、その適正な処理、利用等に必要な諸施設を、地域性を考慮して、それぞれ適正に配置する。</p>	<p>(2) 園芸生産・流通<u>施設</u> 園芸の大規模産地の育成に向けて、広域的な共同育苗施設や共同集出荷施設、加工施設や卸売市場等、必要な施設の<u>整備や再編集約・合理化</u>を推進する。</p> <p>(3) 畜産生産<u>施設</u> 畜産経営の安定的拡大と生産の近代化を図るため、公共牧場等の諸施設について、地域性を考慮して、適正に配置する。</p> <p>(4) 畜産物流通<u>施設</u> 安全で品質のよい畜産物の円滑な流通を図るため、HACCP方式に対応した畜産物の処理及び集出荷施設、家畜市場の近代化に必要な施設及び畜産物の高付加価値化を図るために必要な諸施設を地域性を考慮して、それぞれ適正に配置する。</p> <p>(5) 家畜排せつ物処理施設 たい肥の利活用の促進を図るため、たい肥センター等家畜排せつ物の共同処理利用施設を畜産経営体の立地条件等を考慮して、適正に配置する。</p> <p>(6) 農業系リサイクル処理施設 園芸、畜産等の生産に伴い発生する、農業系廃棄物の再利用を図るため、その適正な処理、利用等に必要な諸施設を、地域性を考慮して、それぞれ適正に配置する。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p style="text-align: center;"><b>第7 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備に関する事項</b></p> <p>農家数及び農業従事者数は減少を続け、高齢化も急速に進行している状況にあり、今後とも本県農業が持続的に発展していくためには、関係機関・団体が連携して国内外の産地間競争にうち勝てる力強い経営体を育成するとともに、優れた人材の確保・育成対策の推進が喫緊の課題である。</p> <p>このため、経営体や多様な担い手の確保・育成と様々な就農状況に応じた新規就農者の確保・育成に努めることが重要であることから、それぞれの就農状況に応じた総合的な確保・育成対策を展開する。</p> <p><b>1 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備の方向</b></p> <p>経営体等の確保・育成については、地域農業の担い手としてさらに確保・育成を加速的に行う必要があることから、経営体質の強化や、法人化を促進し、生産販売や経営管理などについて高い能力と優れた経営感覚を兼ね備えた経営体の育成を進める。</p> <p>さらに、中山間地域では、地域条件に即した生産組織などの育成・経営改善等を支援する。</p> <p>また、新規就農者の確保・育成については、県新規就農相談センター等における相談体制や農業大学校等における研修等の充実、<b>農業次世代人材投資事業</b>等の活用により、円滑な就農を支援する。</p> <p><b>2 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備</b></p> <p>(1) 新規就農者の受入条件整備</p> <p>新規就農者が地域に円滑に受け入れられるよう、地域が主体となった受入体制の整備や、就農に必要な農地や住宅情報の受発信などの条件整備を促進する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備に関する事項</b></p> <p>農家数及び農業従事者数は減少を続け、高齢化も急速に進行している状況にあり、今後とも本県農業が持続的に発展していくためには、関係機関・団体が連携して国内外の産地間競争にうち勝てる力強い経営体を育成するとともに、優れた人材の確保・育成対策の推進が喫緊の課題である。</p> <p>このため、経営体や多様な担い手の確保・育成と様々な就農状況に応じた新規就農者の確保・育成に努めることが重要であることから、それぞれの就農状況に応じた総合的な確保・育成対策を展開する。</p> <p><b>1 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備の方向</b></p> <p>経営体等の確保・育成については、地域農業の担い手確保・育成をさらに加速的に行う必要があることから、経営体質の強化や、法人化を促進し、生産販売や経営管理などについて高い能力と優れた経営感覚を兼ね備えた経営体の育成を進める。</p> <p>さらに、中山間地域では、地域条件に即した生産組織などの育成・経営改善等を支援する。</p> <p>また、新規就農者の確保・育成については、県新規就農相談センター等における相談体制や農業大学校等における研修等の充実、<b>新規就農者育成総合対策</b>等の活用により、円滑な就農を支援する。</p> <p><b>2 農業を担うべき者の確保及び育成のための施設の整備</b></p> <p>(1) 新規就農者の受入条件整備</p> <p>新規就農者が地域に円滑に受け入れられるよう、地域が主体となった受入体制の整備や、就農に必要な農地や住宅情報の受発信などの条件整備を促進する。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>(2) 技術・知識の研修施設、情報通信施設            今後農業を担うべき者にとって、農業技術及び経営分析等の知識習得は不可欠である。また、情報が高度化する中において、情報の収集等により経営の合理化や有利販売などのマーケティング戦略が図られ、農業経営の安定等に寄与することから、農業者の研修施設、情報提供施設等を地域性を考慮して、それぞれ適正に配置する。</p> <p>(3) <u>福祉施設及び医療施設</u>  <u>高齢者が有する技能を生かして、生きがいを持って農業に関する活動を行うことは、高齢農業者の福祉の向上を図る上で重要であり、高齢者の健康管理に配慮しつつ農業生産活動を支援する施設を地域性を考慮して、それぞれ適正に配置する。</u>  <u>また、女性の家事労力等を軽減しつつ農業生産活動を支援する施設についても、地域性を考慮して、それぞれ適正に配置する。</u></p> <p>3 農業を担うべき者の確保及び育成のための活動</p> <p>(1) 就農に必要な資金手当            就農準備段階における技術・経営研修及び就農・経営開始から定着に要する初度的経費を、<u>青年等就農資金</u>及び補助制度により支援し、経営の早期安定を図る。</p> <p>(2) 生産基盤となる農地の<u>利用集積</u>  <u>地域の担い手となる経営体等</u>に対し、制度資金の融通や補助事業を活用することにより<u>農地の集積</u>を進め、早期経営基盤の確立を支援する。</p>	<p>(2) 技術・知識の研修施設、情報通信施設            今後農業を担うべき者にとって、農業技術及び経営分析等の知識習得は不可欠である。また、情報が高度化する中において、情報の収集等により経営の合理化や有利販売などのマーケティング戦略が図られ、農業経営の安定等に寄与することから、農業者の研修施設、情報提供施設等を地域性を考慮して、それぞれ適正に配置する。</p> <p>(3) <u>障がい者等が作業に携わる生産・加工・販売施設</u>  <u>農福連携は、農業分野において喫緊の課題である労働力の確保に資することが期待される取組であることから、障がい者等が作業に携わる生産・加工・販売施設等の整備を推進する。</u></p> <p>(4) <u>誰もが働きやすい環境の整備に資する施設</u>  <u>多様な人材の就農・定着を推進するためには、誰もが働きやすい環境を整えていく必要があることから、移動式トイレや休憩室の導入等、安全・衛生面にかかる附帯施設の整備を推進する。</u></p> <p>3 農業を担うべき者の確保及び育成のための活動</p> <p>(1) 就農に必要な資金手当            就農準備段階における技術・経営研修及び就農・経営開始から定着に要する初度的経費を、<u>就農準備資金や経営開始資金</u>及び補助制度により支援し、経営の早期安定を図る。</p> <p>(2) 生産基盤となる農地の<u>集積・集約化</u>  <u>地域計画に位置付けられた担い手</u>に対し、制度資金の融通や補助事業を活用することにより<u>農地の集積・集約化</u>を進め、早期経営基盤の確立を支援する。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>(3) 就農や経営発展のために必要な各種の情報提供体制 関係機関と連携し、就農相談会及び就農情報提供体制などを充実させ、就農希望者への相談活動を行う。また、発展段階別の計画的な研修を通じ、安定的、効率的な生産を展開する経営体へ誘導する。</p> <p>(4) 農業教育の推進 小・中学生等の農業に対する理解と関心を高めるため、総合的な学習などと連携した農業体験学習の受入体制を整備するとともに、<u>高校生</u>の就農意欲を高めるため、先進農家における体験研修（インターンシップ）を促進する。 また、農業大学校等において研修教育内容の充実により質の高い学生教育を実施し、新規学卒就農者の確保に努めるとともに、開かれた農業大学校として農業者や<u>一般市民</u>に、生涯学習の場を提供する。</p>	<p>(3) 就農や経営発展のために必要な各種の情報提供体制 関係機関と連携し、就農相談会及び就農情報提供体制などを充実させ、就農希望者への相談活動を行う。また、発展段階別の計画的な研修を通じ、安定的、効率的な生産を展開する経営体へ誘導する。</p> <p>(4) 農業教育の推進 小・中学生等の農業に対する理解と関心を高めるため、総合的な学習などと連携した農業体験学習の受入体制を整備するとともに、<u>高校生・大学生等</u>の就農意欲を高めるため、先進農家における体験研修（インターンシップ）を促進する。 また、農業大学校等において研修教育内容の充実により質の高い学生教育を実施し、新規学卒就農者の確保に努めるとともに、開かれた農業大学校として農業者や<u>農業や農産加工などに関心の高い消費者</u>に、生涯学習の場を提供する。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p data-bbox="338 247 1010 279"><b>第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項</b></p> <p data-bbox="266 331 779 363"><b>1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標</b></p> <p data-bbox="286 371 1099 483"><u>本県は、地場産業や基礎資源型工業を中心とした集積に加え、新潟東港工業地帯をはじめ県営産業団地、市町村工業団地等の整備が進み、日本海側の中核的拠点として発展しつつある。</u></p> <p data-bbox="286 491 1099 563"><u>一方、農家経済をみると農業所得が小さく、農外所得に依存する部分が大さいが、その就業形態は不安定な状況にある。</u></p> <p data-bbox="286 571 1099 770">このため、農業基盤整備事業及び経営体育成対策事業の計画的・総合的な推進を通じ、農地の流動化等を進め、認定農業者等の育成を図るため、地元における安定的な就業の場と不安定な就業状態にある兼業従事者の安定就業を促進する。これにより、農業構造の改善と併せ、定住条件の整備に資するものとする。</p> <p data-bbox="266 1026 853 1058"><b>2 農村地域における就業機会の確保のための構想</b></p> <p data-bbox="280 1313 1099 1377"><u>(1) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）をはじめとする地域開発法に基づき企業の計画的導入を図</u></p>	<p data-bbox="1200 247 1872 279"><b>第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項</b></p> <p data-bbox="1128 331 1641 363"><b>1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標</b></p> <p data-bbox="1149 371 1966 523"><u>本県は、古くから気候風土や資源、歴史などを背景に、幅広い分野の地域産業が各地に集積しており、さらに、新潟東港工業地帯をはじめ県営産業団地、市町村工業団地等の整備が進んだことで、日本海側の中核的拠点として発展してきた。</u></p> <p data-bbox="1149 531 1966 810"><u>一方、本県農業は、これまで、農業者の所得向上に向け、規模拡大や生産コストの低減を進めるとともに、経営の多角化・複合化を推進してきたことにより、稲作を中心とした大規模な土地利用型農業や園芸導入による高付加価値・集約型の農業など多様な経営体が育成されているものの、依然として稲作中心の小規模・兼業で農産物の生産・出荷にとどまっている農家が大半を占めており、農外所得に依存する部分も大きい。</u></p> <p data-bbox="1149 818 1966 970"><u>加えて、基幹的農業従事者の減少や高齢化が著しいことから、農内就業に加え、兼業従事者の安定就業を促進する等、農外就業の面からも改善を推進することにより、農業構造の改善と併せ、定住条件の整備に資するものとする。</u></p> <p data-bbox="1128 1026 1715 1058"><b>2 農村地域における就業機会の確保のための構想</b></p> <p data-bbox="1137 1066 1966 1257"><u>(1) 農業基盤整備事業及び経営体育成対策事業の計画的・総合的な推進を通じ、農地の集積・集約化を進めるとともに、経営や生産の効率化や就業環境の整備等を進め、農地や人材の受け皿となる経営体の育成を図るとともに、基幹的な農業従事者の確保のための相談、指導、助言等の活動を展開する。</u></p> <p data-bbox="1137 1313 1966 1377"><u>(2) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）をはじめとする地域開発法に基づき企業の計画的導入を図</u></p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p>るとともに、農業関係施策等により整備される地域農産物等の加工のための施設、地域資源を利用して振興が図られる観光農業の活用により都市との交流を促進しつつ、地元における安定的な就業機会の確保と農家経済の安定を図る。</p> <p>なお、就業機会の確保のための施設を設置するに当たっては、優良農用地の保全に配慮し、農用地利用計画との整合に留意する。</p> <p><u>(2) 農外就業希望者が多く、その就業形態は、短期雇用等の不安定な兼業従事者が多い。また、<b>基幹的農業従事者の減少や高齢化が著しいことから、農外就業並びに農内就業の両面から改善を推進する必要がある。</b></u>このため、基幹的な農業従事者の確保、農外就業の安定化促進のための相談、指導、助言等の活動を展開する。</p>	<p>るとともに、農業関係施策等により整備される地域農産物等の加工のための施設<b>の活用</b>、地域資源を利用して振興が図られる観光農業<b>との連携</b>により都市との交流を促進しつつ、地元における安定的な就業機会の確保と農家経済の安定を図る。</p> <p>なお、就業機会の確保のための施設を設置するに当たっては、優良農用地の保全に配慮し、農用地利用計画との整合に留意する。</p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p data-bbox="387 247 972 363">第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項</p> <p data-bbox="264 411 651 443"><u>1 生活環境施設の整備の必要性</u></p> <p data-bbox="286 453 1099 564"><u>本県の農業集落においては、農家が減少し兼業化が進むとともに、非農家が増加することで混在化が進み、住民の職業や生活意識の多様化がみられる。</u></p> <p data-bbox="286 574 1099 686">また、農業従事者が高齢化するとともに、基幹的農業従事者のいる農家が減少する等、農業の担い手の脆弱化も併せて進行し、農業、農村をめぐる環境は非常に厳しい状況にある。</p> <p data-bbox="286 695 1099 893"><u>このような状況の中で、認定農業者等の担い手を確保・育成し、地域農業の持続的発展が可能な営農体制の実現を図るためには、意欲ある認定農業者等の担い手と兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等の十分な話し合いによる合意形成を図りつつ、農業生産基盤の整備と併せて農業生産を取り巻く生活環境整備を推進することに配慮する。</u></p> <p data-bbox="286 903 1099 1015"><u>農村の生活環境は、各種事業制度の活用及び住民の創意工夫による多様な取組がなされ、逐次整備されてきているが、農村では高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行している状況にある。</u></p> <p data-bbox="286 1024 1099 1177"><u>そのため、地域住民の合意に基づき、生活環境施設の新たな整備に加え統廃合や更新等の整備を進め、農業従事者等の福祉の向上、健康増進、文化的活動の助長を図るとともに農業生産基盤の整備に当たっては地域の定住条件の整備及び農業後継者の確保にも資するよう進める。</u></p> <p data-bbox="264 1228 624 1260"><u>2 生活環境施設の整備の構想</u></p> <p data-bbox="286 1270 1099 1382"><u>このような基本的な考えに基づき、上記施設の整備構想を定めるに当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良な農用地の確保に十分留意するとともに、この過程における地域社会づくりに対する参加意識</u></p>	<p data-bbox="1249 247 1834 363">第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項</p> <p data-bbox="1151 411 1964 485"><u>本県の農業集落においては、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進行しており、農業者の減少に伴う食料安定供給への支障が懸念される。</u></p> <p data-bbox="1151 494 1964 606">また、農業従事者が高齢化するとともに、基幹的農業従事者のいる農家が減少する等、農業の担い手の脆弱化も併せて進行し、農業、農村をめぐる環境は非常に厳しい状況にある。</p> <p data-bbox="1151 616 1964 810"><u>このため、生産基盤と生産・販売施設の総合的な整備等を通じて、所得の向上と雇用機会の創出を図るとともに、農村に人が住み続けられるよう、農業集落排水施設の保全対策や維持管理の効率化のための再編・集約、農道の保全対策など生活インフラの整備を推進することにより、地域社会の維持を図る。</u></p> <p data-bbox="1151 820 1964 893"><u>なお、上記施設を整備するに当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良な農用地の確保に十分留意することとする。</u></p>

農業振興地域整備基本方針新旧対照表

現行	変更（案）
<p><u>を醸成し広く住民の参加を求め、下記によりこれら施設の適正かつ効果的な整備を図るものとする。</u></p> <p><u>(1) 計画の対象とする施設は、整備の緊急度の高いものとし、利用見込人口等を考慮した適正な規模とする。また、施設の配置に際しては利用形態等を考慮して適正な利用圏を設定するとともに、一般道路等との関連についても十分留意する。</u></p> <p><u>(2) これらの施設の用地につき、換地手法により措置しようとするときは、その位置及び規模について、農業者の意向を反映するための措置（例えば公聴会、アンケート調査、集落説明会等）を講じるものとする。</u></p> <p><u>(3) 都市には見られない農村地域固有の広い空間、豊かな緑等自然条件を十分生かしたものにするとともに、類似施設との機能分担を明確にする。</u></p> <p><u>(4) 整備する施設の受益者は、主として農業従事者を対象とすることとされているが、農業従事者以外の居住者にとっても、良好な生活環境となるよう十分配慮する。</u></p> <p><u>(5) 施設の整備に際しては、当該施設を利用する住民の自主的な活動により施設の維持、運営が適正かつ効果的に行われるように配慮する。</u></p>	